その2 公の施設の管理運営について

目 次

第1	外部監査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-1
	1 . 外部監査の種類2-1
	2 . 選定した特定の事件(テーマ)2-1
	(1)外部監査の対象 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-1
	(2)外部監査対象期間 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	3 . 特定の事件(テーマ)を選定した理由2-1
	4.外部監査の対象とした機関2-1
	5 . 外部監査の方法2-2
	(1) 監査の要点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-2
	(2) 実施した主な監査手続 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-3
	6 . 外部監査の実施期間2-4
	7 . 外部監査人補助者の資格と人数2-4
	8 . 利害関係
第2	外部監査対象の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-5
	1 . 公の施設の概況2-5
	(1) 公の施設の定義 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-5
	(2) 公の施設の設置・管理に関する手続・・・・・・・・2-5
	(3)管理運営の委託について(平成 15 年改正以前) ・・・・・2-6
	(4)利用料金制について ・・・・・・・・・・・・・・・・・2-6
	2 . 全般的な留意点2-7
	3 . 三重県における公の施設に係る方針2-8
	(1)利用料金制の導入 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-8
	(2)指定管理者制度の導入 ・・・・・・・・・・・・・・・・・2-8
第3	監査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-10
	1.発見された事項の要約2-10
	(1)施設の設置目的と利用状況・・・・・・・・・・・2-10
	(2) 法規の遵守性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-12
	(3)施設管理の経済性・効率性・・・・・・・・・・・・・・2-13

	(4)財産管理の適正性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-14
	2 . 公の施設個別詳細検討結果2-19
	(1)三重県立図書館 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-19
	(2)三重県立博物館 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-23
	(3) 斎宮歴史博物館 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-28
	(4)三重県立美術館 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-33
	(5)三重県総合教育センター ・・・・・・・・・・・・・・・2-36
	(6)三重県立熊野少年自然の家・・・・・・・・・・・・・2-40
	(7) 三重県生涯学習センター ・・・・・・・・・・・・・・・・2-45
	(8) 三重県立鈴鹿青少年センター ・・・・・・・・・・2-50
	(9) 三重県営総合競技場 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-54
	(10)三重県営鈴鹿スポーツガーデン ・・・・・・・・・2-58
	(11)三重県営ライフル射撃場 ・・・・・・・・・・・・2-62
	(12) 三重県営松阪野球場 ・・・・・・・・・・・・・・・・・2-65
第4	コスト計算の結果および分析・・・・・・・・・・・・2-69
第4	
第4	コスト計算の結果および分析・・・・・・・2-691 . コスト計算の前提
第4	コスト計算の結果および分析・・・・・2-691 . コスト計算の前提
第4	コスト計算の結果および分析・・・・・2-691 . コスト計算の前提
第4	コスト計算の結果および分析・・・・・2-691 . コスト計算の前提
第4	コスト計算の結果および分析・2-691.コスト計算の前提2-692.コスト計算の表示2-693.公の施設のコスト2-704.公の施設利用者 1 人当たりコストと負担額2-725.県民 1 人当たり負担額2-746.コスト計算の結果2-75
第4	コスト計算の結果および分析・・・・・2-691.コスト計算の前提2-692.コスト計算の表示2-693.公の施設のコスト2-704.公の施設利用者 1 人当たりコストと負担額2-725.県民 1 人当たり負担額2-746.コスト計算の結果2-75(1)文化施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第4	コスト計算の結果および分析・2-691.コスト計算の前提2-692.コスト計算の表示2-693.公の施設のコスト2-704.公の施設利用者 1 人当たりコストと負担額2-725.県民 1 人当たり負担額2-746.コスト計算の結果2-75(1)文化施設・2-75(2)宿泊・研修施設・2-76
	コスト計算の結果および分析・2-691.コスト計算の前提2-692.コスト計算の表示2-693.公の施設のコスト2-704.公の施設利用者 1 人当たりコストと負担額2-725.県民 1 人当たり負担額2-746.コスト計算の結果2-75(1)文化施設・2-75(2)宿泊・研修施設・2-76(3)スポーツ施設・2-77
第4	コスト計算の結果および分析・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	コスト計算の結果および分析・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	コスト計算の結果および分析・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- ・ 報告書中の表の合計は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。
- ・ 文中の【指摘】は外部監査の結果に係ることであり、【意見】は外部監査の 結果に添えて提出するものである。

包括外部監査の結果報告書

第1 外部監査の概要

1.外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項、第 2 項及び三重県外部監査契約に基づく監査 に関する条例第 2 条に基づく包括外部監査

2.選定した特定の事件(テーマ)

(1)外部監査の対象

教育委員会所轄の公の施設のうち、条例を設けて管理運営している施設及び その管理を委託されている関連出資団体

(2)外部監查対象期間

平成 14 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日まで (但し、必要に応じて過年度に遡り、また平成 15 年度予算額も参考とする。)

3.特定の事件(テーマ)を選定した理由

三重県は「三重のくにづくり宣言」のなかで謳われた基本理念に基づき、総合行政で取組む八つの重要な課題の一つに「ゆたかで個性的な文化県づくり」を掲げている。この課題の実現にむけて、文化・スポーツを暮らしのなかに根づかせる環境づくりをするとしている。従って、文化・スポーツ施設は県民に身近にあり、その管理・運営状況に関心も高いと思われる。

一般的には、このような施設には多額の設備投資を要し、また、事業費に当初 予期しなかった多額の費用を負担し続けることがあることから、文化、スポーツ に関する公の施設のうち、重要性が高く条例を設けている施設について、その管 理 運営状況を検討することの必要性を認めたため、特定の事件として選定した。

4.外部監査の対象とした機関

文化・教育施設(三重県立図書館・三重県立博物館・斎宮歴史博物館・三重県立美術館・三重県総合教育センター・三重県立熊野少年自然の家・三重県生涯学習センター・三重県立鈴鹿青少年センター・三重県営総合競技場・三重県営鈴鹿スポーツガーデン・三重県営ライフル射撃場・三重県営松阪野球場)及び委託管理団体(財団法人三重県体育協会・財団法人三重県文化振興事業団・三重県ライフル射撃協会・松阪市)の管理・運営状況

表 1. 外部監査の対象とした機関

施設名	担当チーム名	委託先
三重県立図書館	三重県教育委員会社会教育推進チーム	_
三重県立博物館	三重県教育委員会社会教育推進チーム	_
斎宮歴史博物館	三重県教育委員会文化財保護チーム	_
三重県立美術館	三重県教育委員会社会教育推進チーム	_
三重県総合教育センター	三重県教育委員会研修分野	_
三重県立熊野少年自然の家	三重県教育委員会社会教育推進チーム	_
三重県生涯学習センター	三重県教育委員会社会教育推進チーム	(財) 三重文化振興事業団
三重県立鈴鹿青少年センター	三重県教育委員会社会教育推進チーム	(財)三重県体育協会
三重県営総合競技場	三重県教育委員会スポーツ振興チーム	(財)三重県体育協会
三重県営鈴鹿スポーツガーデン	三重県教育委員会スポーツ振興チーム	(財)三重県体育協会
三重県営ライフル射撃場	三重県教育委員会スポーツ振興チーム	三重県ライフル射撃協会
三重県営松阪野球場	三重県教育委員会スポーツ振興チーム	松阪市

5. 外部監査の方法

(1) 監査の要点

- ①施設の設置目的と利用状況について
 - ・施設は十分な稼働率で稼動し、遊休となっている土地や設備がないか。
 - ・設置目的にあった利用者層によって利用されているか。
 - ・利用料は受益者負担の原則にかなうものか。
 - ・施設の利用促進のためのサービス内容について、広報は効果的になされているか。
 - ・サービスの利用において県民の利便性が十分に配慮されているか(アクセス・駐車場等)。

②法規の遵守について

- ・業務に関係する法令および県会計規則等が遵守されているか。
- ・委託契約の契約内容は遵守されているか。

施設管理の経済性・効率性の状況について

- ・管理業務は経済的、効率的に行われているか。
- ・民間への業務委託が適切な部分で行われているか。

財産管理の適正性について

- ・現物と公有財産台帳、物品管理簿等の台帳は一致しているか。
- ・資産の新規購入・寄付・廃却について適切な手続をとっているか。
- ・現金・貯蔵品は適切に管理されているか。
- ・財産全体について、盗難・破損の防止対策が十分か。

(2) 実施した主な監査手続

各施設に赴き以下の手続を実施した。

- ・施設の利用状況、危機管理状況、清掃状況等について現場視察を実施した。
- ・施設内の物品につき、抜き取りで現物照合を実施した。
- ・金銭・貯蔵品等の管理手続につき関係書類・管理簿を閲覧のうえ担当者に説明を受け、管理の実施状況を把握した。
- ・その他、(1)に列挙した監査要点立証のために適宜関係書類の閲覧、担当者 へのヒアリングを実施した。

各施設に共通して以下の資料を入手し閲覧を実施した。

- 条例・施行規則
- ・ 金銭等を管理する出納簿
- ・収入・支出を管理する管理簿
- ・金銭の収入・支出に関連する一連の書類
- ・施設管理に係る組織図
- ・施設全体の見取り図、土地の平面図
- · 財産目録、物品管理状況一覧表· 県有物品貸付一覧表(管理委託先)
- ・施設・物品・収蔵品等の管理規定
- ・施設の紹介・PR を行っているパンフレット、ホームページ等
- ・ 特別閲覧許可書、施設等使用許可等の申請資料
- ・他団体への委託に関連する資料 その他、施設別に適宜必要資料を入手し閲覧を実施した。

施設の単位指標当たりのコスト計算を実施した。コスト計算にあたって利用 した主なデータは以下の通りである。

- ・歳出決算額集計、財源内訳またはそれに代替する決算書等、公有財産台帳、 物品管理一覧表および貸付物品一覧表
- ・人員データ
- ・利用者数データ

6.外部監査の実施期間

平成 15 年 7 月 11 日から平成 16 年 1 月 31 日まで

7.外部監査人補助者の資格と人数

公認会計士 6名

会計士補 1名

弁 護 士 1名

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法 第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 外部監査対象の概要

1.公の施設の概況

(1)公の施設の定義

地方自治法は、第 244 条において「普通地方公共団体は住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。」と規定する。

上記規定から、公の施設の要件は以下のように整理できる。

住民の利用に供するための施設であること

すなわち、住民の利用に供することを目的としない庁舎等は対象外である。 当該普通地方公共団体の住民の利用に供するための施設であること

すなわち、当該地方公共団体の区域内に住所を有する者の利用に全く供しないものは対象外である。

<u>住民の福祉を増進する目的</u>を持って住民の利用に供するための施設である こと

すなわち、収益事業のための施設は対象外である。

普通地方公共団体が設ける施設であること

すなわち、財産的側面というよりも物的側面を中心とした概念である。

普通地方公共団体が設けるものであること

すなわち、国その他普通地方公共団体以外の団体が設置するものは、対象 外である。

(内閣府民間資金等活用事業推進委員会「公の施設と公物管理に関する研究」参照)

(2)公の施設の設置・管理に関する手続

「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。」(地方自治法 244 条の 2 第 1 項)

ここで「設置」というのは住民の利用に供する施設の使用を開始することをいう。また、「法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるもの」とは社会教育法第24条に定める公民館や都市公園法第18条に定める都市公園等である。

(3)管理運営の委託について(平成15年改正以前)

「普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があるときは、条例の定めるところにより、その管理を普通地方公共団体が出資している法人で政令に定めるもの又は公共団体若しくは公共的団体に委託することができる。」(地方自治法 244 条の 2 第 3 項)

「公の施設の設置の目的を効果的に達成する」とは公の施設の管理を委託することにより、普通地方公共団体が自ら管理するよりも一層向上したサービスを住民が享受することとなり、ひいては住民の福祉がさらに増進されることとなる場合と解する。なお、従来は地方自治法では委託先を当該地方公共団体の出資法人、地方公共団体または公共的団体に限定していたが、平成15年9月2日より改正法が施行され、委託先についての特段の制約は撤廃されている。(具体的改正内容は3三重県における公の施設に係る方針に記載している。)

(4)利用料金制について

「普通地方公共団体は、適当と認めるときは、管理受託者(地方自治法 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき公の施設の管理の委託を受けたものをいう。以下、本条において同じ。)に当該公の施設の利用に係る料金(以下、「利用料金」という)を当該管理受託者の収入として収受させることができる。」(地方自治法 244 条の 2 第 4 項)

「地方自治法 244 条の 2 第 4 項における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、管理受託者が定めるものとする。この場合において、管理受託者はあらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。(地方自治法 244 条の 2 第 5 項)

この制度は、公の施設の管理運営を受託した公共団体等が施設利用料金を直接収受して、その運営に充てることを認めたものであり、利用料金制といわれている。すなわち従来、公の施設の管理運営の受託先は県の条例で定めた使用料を県からの受託業務の一環として徴収し県に納めるものであったのに対し、利用料金制の下では使用料を自らの収入とすることが可能となる。従って利用料金制の導入によって、公の施設の管理運営に当たり使用料の増加が自らの収入の増加につながるため、管理受託者は自立的な経営努力を発揮しやすくなるとともに、地方公共団体および管理受託者の会計事務の効率化が期待できる。(利用料金制における委託料は、過去の実績等に基づき算定された予想使用料分を差し引いて算定される。)

2.全般的な留意点

以上、公の施設に関する制度概況の理解を踏まえ、公の施設に関する以下の留 意点が想定される。

公の施設は、その管理する物品が多岐にわたり、また広く一般の利用者に利用されることからその摩滅、損耗が激しいと想像される。個々の施設の管理する財産の特性に応じ、適切な財産管理体制を整備・運用しなければならない。

公の施設は、設置主体が地方公共団体であることから予算制度に基づく運営が行われる。その結果、予算執行の過程において、事業収支のゼロ精算がおこなわれるなど低コストで効率的な行政活動への努力が不十分となりがちである。予算の策定過程のみならず、執行過程においても経済性・効率性の追求が行われなければ、「最少の経費で最大の効果」(地方自治法第2条第14項)をあげているとはいえない。

公の施設は普通地方公共団体が住民の利用に供する目的で設置する施設である。従って、利用料金が不当に利用者を排除する水準にあってはならない。一方で、公費負担と受益者負担のバランスが適正でなければ、施設を利用しない県民に不当な負担を与えてしまう。料金の設定が、施設の提供するサービスの質を鑑みて公平であるか否かに留意する必要がある。

公の施設は、住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するための施設である。従って、その運営コストに見合うだけの需要が存在し、かつ住民の満足が得られるだけのサービスが提供される必要がある。

包括的な管理運営の委託を行う場合、委託先が当該地方公共団体の出資法人、 地方公共団体または公共的団体に限定されているため、委託料が高止まりと なる可能性がある。また、委託先においても運営過程において委託料の消化 を目的とした非効率な支出が発生するおそれがある。

管理運営事業の一部を民間委託する場合も、委託業務の専門性が高いとの理由から随意契約となり、さらに地方公共団体側での委託料算定に関する情報に乏しいため予定価格の算出根拠が曖昧になり、結果的に委託料が高止まりになるおそれがある。

公の施設の設置及びその管理に関する具体的事項は条例によって規定される。しかし環境の変化や実務上の必要性に応じて弾力的に見直しがなされなければ、条例自体の妥当性・規範性が低下するおそれがある。条例自体が公の施設の管理・運営の実情に合致しているか否かに留意する必要がある。

3. 三重県における公の施設に係る方針

(1) 利用料金制の導入

三重県においては現在、外部委託の推進・委託費自体の見直し等により管理 運営の効率化を図るとともに、利用者サービスの向上を期待し利用料金制の導 入を推進している。

監査対象とした施設のうち利用料金制を採用している施設と導入時期は表 2 の通りである。

表 2. 利用料金制を採用している施設と導入時期

施設名	委託先	導入時期	
三重県立鈴鹿青少年センター			
三重県営総合競技場	財団法人三重県体育協会	平成 14 年度より導入	
三重県営鈴鹿スポーツガーデン			

(2) 指定管理者制度の導入

地方自治法の改正(平成15年9月2日施行)により、公の施設に関する従来の管理委託制度が改められ、指定管理者制度が導入された。従来の管理委託制度では、公の施設の委託は普通公共団体の2分の1以上の出資法人や公共団体あるいは公共的団体に限られていたのに対し、指定管理者制度では委託先について特段の制約を設けず、議会の議決を経て指定するものされている。さらに、指定管理者は、施設の使用許可や利用料金なども自ら決定をし、自らの収入とすることもできるとされている。この結果広く民間事業者への委託が可能となり、民間事業者のノウハウを幅広く活用した公の施設のより効果的かつ効率的な管理運営が期待できる。また、当該制度は現在三重県が取り組んでいる行政システム改革の趣旨(管理の効率化等を通じて経営資源の有効活用を目指す)に合致するものと考えられる。今後三重県においては、指定管理者制度の導入について関係部局と十分協議し推進するとともに、現在管理を受託している各外郭団体等についても、その整理や統廃合を含め改革を推進していく方針である。

図1.制度の変更点

< 従来の管理委託の規定 >

受託者の範囲は地方公共団体の 出資法人のうち一定の要件を満 たすもの等に限定

権力的色彩の強い事務は委託不 可(館長業務等)



<指定管理者制度>

指定管理者制度の範囲は制限なし

(株式会社等民間事業者も可)

企画事務を含めて代行可能

第3 監査の結果

教育委員会管轄の公の施設の管理において監査を実施した結果、以下の事項があった。

1.発見された事項の要約

(1)施設の設置目的と利用状況

開館時間、期間について

公の施設は県民のための施設であり、県民にとって利用しやすいものであるべきである。従って、施設の開館時間、期間は利用者である県民が利用しやすい時間、期間である必要があるが、一部の施設について、開館時間、期間に利便性の配慮にかけるものがあった。

津市にある三重県立図書館は、図書の整理期間として毎月末日を休館としているが、その日が県民の最も利用しやすい土曜、日曜にあたっても閉館している。

また、伊勢市にある三重県営総合競技場内のトレーニングセンターは専門 知識のある監視員が2名と少数のため、開館時間が限定されている。

これらは利用者である県民の利用の機会を制限し、利便性を損なうものである。利用者の利便性から県立図書館については、他県の図書館が採用しているように、毎月末日が土曜、日曜となる場合には開館日(その翌日を整理のための休館日とする)とし、またトレーニングセンターについても監視者の増員等により利用日時の延長が望まれる。【意見】

管理者の不在について

公の施設の運営には一定のサービスを提供するため、開館時間においては 管理者の常駐が必要である。

鈴鹿市にある三重県立鈴鹿青少年センターは集団研修等を実施する宿泊施設であり、施設としては 24 時間利用されている。しかし、施設の職員は勤務終了時間である 17 時 15 分には業務を終了し、退出する。従ってその後は不在となる。エアコン等施設の設備・備品の破損、故障や急病人の対応、リネンの支給等宿泊施設として最低限必要なサービスが充足されていない。

管理者の不在がないよう勤務時間のシフト等の対処がもとめられる。

【意見】

利用料金と利用者負担について

公の施設を利用する際、利用する者と利用しない者との負担の公平性の観

点から、公共性の程度に応じ利用者に一定の負担を求めることが必要である。 津市にある三重県立博物館の入館料は、一般 40 円、大・高 30 円、小・中 無料と安価であり、コスト計算書(2-75 ページ参照)によるとコスト 101,064 千円に対し収入の 340 千円と利用者負担が極めて低い割合になって いるため見直しを検討する必要がある。【意見】

施設の公共性について

久居市にある三重県営ライフル射撃場は、銃刀法により、利用者は主に三重県ライフル射撃協会の会員約50名に利用が限定された状況となっている。また、設置当時から会員数は増加していない。設置目的のひとつである普及効果があったとも言い難く、公共性が低いと判断される。このことから三重県営ライフル射撃場の廃止及び三重県ライフル射撃協会への売却を検討すべきである。【意見】

利用料金の取扱いについて

利用料金については、公平に徴収される必要がある。具体的には料金は条例や規則によって定められている。従って、施設の管理者は条例や規則に基づき料金を徴収しなければならない。

松阪市にある三重県営松阪野球場の利用料金は条例により時間や入場料 徴収の有無に基づき金額が設定されている。しかし、高校野球連盟について は昭和 57 年に調査した入場料に基づき使用料を徴収しており、結果的に条 例より優遇された使用料となっている。また、県と高校野球連盟との合意時 に規定の整備もなされていない。再度調査を行い、公正な料金徴収を図ると ともに、料金優遇に関する規定を整備する必要がある。【指摘】

駐車場のスペースについて

利用者の利便性の観点から、車利用者のため駐車場の十分な面積の確保が必要である。また敷地の制約から十分な駐車スペースが確保できない場合には、公共交通機関の利用を PR する必要がある。

三重県立博物館については、敷地面積が狭く、十分な駐車場が確保されていない。津駅から徒歩5分という博物館の立地条件から利用者に可能な限り公共交通機関を利用しての来館を促すことが望ましい。また、混雑が予想される休日は職員の駐車を控える等の配慮が必要である。

三重県立美術館については総合教育センターとの共同利用であり、十分な

余裕がない。パンフレットやホームページで公共交通機関の利用の啓発が求められる。【意見】

(2) 法規の遵守性

決裁手続の不備について

公の施設の適正な管理のため、書類は過不足なく整備される必要があるが、現地調査の結果、一部の施設において、書類の不備があった。

津市にある三重県立美術館では収蔵品の外部への貸出の調書に承認印のないものがあった。貴重な収蔵品の安全を保証するうえで貸出の手続は厳守されるべきである。【指摘】

また、松阪市にある三重県営松阪野球場においては、平成 14 年度まで三重県営松阪野球場条例施行規則にて求める、球場の使用許可申請書に所長による決裁の押印がなされていなかった。平成 15 年度からは決裁の押印をされるようになったが、今後決裁作業が確実になされるよう留意されたい。 【指摘】

利用料金の前受けについて

利用料金の徴収方法は、条例、施行規則にて定められている。県は通常、利用前に料金を徴収する前受制を採用している。しかし、実際には後払いのケースが多い。

三重県営総合競技場において、三重県営総合競技場条例及び施行規則に定める料金の前受け徴収が実施されず、現状はほとんどが後払いの精算になっている。また三重県営松阪野球場についても、三重県営松阪野球場施行規則では野球場の使用について、利用前に使用許可申請書の提出により使用許可を受け、廃止時は使用廃止届を提出することが規定されているが、大規模な大会以外は利用後に入金を受け使用許可を出している。

条例及び同施行規則を遵守しておらず、規則違反であり条例及び規則を遵 守する必要がある。【指摘】

しかし、いずれも利用許可時に利用時間が限定できず、予定よりも利用時間が短縮されたり、雨天になると、利用をキャンセルせざるをえなくなり、そのための返金が煩雑になることを避けるための処置とのことである。この場合業務効率を考え、後払い精算が可能になるよう条例や施行規則の改正も検討されてはどうであろうか。【意見】

③会計規則の遵守性について

会計処理の適正性・統一性の確保のため会計規則を遵守する必要がある。 三重県生涯学習センターの管理委託先である財団法人三重県文化振興事業団は、警備及び施設保守管理業務委託の再委託先選定の際、契約については、県の公開条例に対応するため、三重県文化振興事業団の会計規則に具体的に定めのない事項は、県の会計規則に従うことになっているが、入札手続において、どの入札業者からも入札保証金を受領していなかった。県の会計規則の入札保証金の納付の免除事項に当該したため入札保証金を免除したとの説明があったが、具体的な根拠を示す資料の添付がなかった。【指摘】

また、同会計規則では「予定価格が 10 万円以上の場合はできる限り相見積もりを入手する」ことになっているが、単品では 10 万円未満であるとして総額 10 万円以上の購入であっても相見積もりをとっていない。会計規則に遵守し、総額 10 万円以上についても相見積もりを取るべきである。【指摘】

④競争入札の適用範囲について

財団法人三重県文化振興事業団の会計規則では「売買、委託、請負、その他の契約は指名競争入札又は随意契約の方法によるものとする。」とされているが、契約方法の適用区分が曖昧である。随意契約を行うことができる場合を具体的に定めるなど、一般にコスト削減につながる競争入札の適用範囲を増やすべきである。【指摘】

(3) 施設管理の経済性・効率性

①年度末支出について

年度末時点で当年度においては不要な消耗品や切手類の大量購入が散見された。本来、当年度の予算を来年度のために使用することは適切な処理とはいえない。年度末において多額の支出があったものは表3のとおりである。

表 3. 各施設の年度末支出

施設名	内容
二重用立図書館	3月に多額の消耗品(1件1万円以上の総額2,144千
三重県立図書館	円)、切手(3 月購入額 300 千円)の購入あり。
二手目之插枷約	3月27日に91千円分の切手を購入しているが年度末
三重県立博物館	までに使用なし。

施設名	内容
斎宮歴史博物館	3月28日に180千円分の切手を購入。年度内にそれに
富呂庭文 等物語	見合った使用なし。
三重県生涯学習センター	3月に消耗品費 1,959 千円の支出あり。

上記に掲げる大部分の消耗品等の購入は購入数からみると年度末までに 使用できる数量を大きく上回るものである。必要以上の購入であり、予算消 化の面がある。備品等の購入は年度内に使用する数量にするべきであり、不 要不急の必要以上の備品等の購入は避けるべきである。【意見】

また、特に切手の購入が目立つ。切手は、換金性の高い資産であり使用の目的もなく大量に購入することは管理上危険である。随時、必要枚数だけ購入するよう徹底すべきである。【意見】

②施設の有効利用について

公の施設は公費により建設、管理されており、有効利用される必要がある。 三重県営鈴鹿スポーツガーデンにおいて、原則試合形式のみの利用に限定 されているサッカー・ラグビー場(5面)は、利用率が概ね20%を下回ってお り、極めて低い状況にあるのに対し、芝の管理委託費は樹木緑地と合わせて 年間34,100千円(税込)と高額となっている。

試合形式以外のグラウンドの開放等の利用促進策を進めるとともに、5面ある芝のグラウンドを、利用状況に応じ、維持コストがかかる芝の撤去やグラウンド数の削減等の見直しを検討する必要がある。【意見】

(4) 財産管理の適正性

①物品登録・削除の不備について

三重県会計規則 138 条では「備品の購入等の受け入れがあった場合には、 その都度物品管理台帳又は物品出納簿に登記しなければならない。」と規定 されており、物品の適正な管理を実施するためにも、登録の必要がある。ま た逆に、廃棄された物品の台帳からの削除手続がタイムリーに反映されてい ないため、現物と台帳の不一致が生じている。

斎宮歴史博物館において、平成 14 年度の映像展示リニューアルの際に、 リニューアル事業に関する事業費から購入された映像物品が未登録であっ た。三重県立鈴鹿青少年センターにおいて県に寄付された絵画等につき、財 産登録の手続が実施されていないものがあった。また、三重県営ライフル射撃場で使用している物品のうち平成 14 年度以前に県から貸与された物品が貸付物品一覧表に記載されていなかった。いずれも県貴重な県の財産であり、直ちに登録されるべきである。【指摘】

一方で三重県立美術館、三重県生涯学習センター及び三重県営鈴鹿スポーツガーデンにおいて、実物と管理台帳との照合即ち現物実査を実施した結果、物品台帳に掲載されているものの実物がないものがあった。これは、物品の更新時や施設の改修時に旧物品の廃棄手続を実施していないためである。

県の物品管理台帳のデータの信頼性を向上し、適切な物品の管理が実施できるよう、物品の更新時には、旧物品の速やかな廃棄手続を実施すべきである。【指摘】

持ち込みの物品について

三重県立熊野少年自然の家において、天体観測室内に天文学同好会のメンバーの私物パソコンや小型天体望遠鏡が、県の財産か個人のものか明確に区分されることなく設置され、かなりの面積を占有していた。県の行政財産は「行政財産の目的外使用に係る取扱いに関する条例」で無償使用は認められていない。適切な使用許可手続を実施すべきである。【指摘】

ライフル射撃協会では、国体事務局の無償貸与物品、県の無償貸与物品及びライフル射撃協会の物品が混在した環境になっている。また、三重県の無償貸出物品の管理・廃棄をスムーズに行うために県の物品以外の物品も同等に管理をすることが望まれる。【指摘】

物品の管理不備について

三重県立鈴鹿青少年センターにおいて、オリエンテーション室や倉庫に現在使用されていない AV 機器、パソコンが散見された。また備品シールもなく、所有者が不明であるものもあった。

ほとんど使用されていない物品については、利用可能なものは県財産の有効利用から他の施設等への振替等を実施するべきであり(三重県会計規則141条)利用不能なものについては適宜処分することが望まれる。(三重県会計規則148条)。

所有者のわからないパソコンが存在することは管理が不十分と言える。即 座に調査をし、県財産であれば、物品登録とともに物品シールの添付が必要 である。【指摘】

収蔵品のデータベース化について

貴重な県民の財産である収蔵品の管理を有効かつ効率的に実施するためにも、データベース化が有効である。

三重県立博物館において、収蔵品の管理はパソコンにてデータベース化されつつあるが途上段階であり、各担当者が独自の書式で簡易的に作成したものであるため項目の統一性に欠け、入力・検索を行うことが困難な状態となっている。業務の効率化、収蔵品の有効活用という観点からデータの整備は必須事項と思われる。【意見】

保管環境について

三重県立博物館において、収蔵庫については温湿度の管理設備が不十分であり、加えて保管スペースが不足している。そのため博物館内では対応できず、一部収蔵品の保管業務を外部委託している(平成 14 年度の保管業務委託に関する支出額は 2,381 千円)。今後の収蔵品受け入れの際は保管スペースという制約条件を十分に考慮すべきである。【意見】

施設の老朽化について

公の施設は県民の誰もが利用できるよう、常に利用可能な状況に保持する 必要がある。県内の公の施設のうち開設年月が古く、施設自体が老朽化し十 分なメンテナンスがなされておらず利用に支障をきたしている施設がある。

三重県立博物館は、建物は昭和 28 年の開館以来建て替えられておらず、施設の老朽化が著しい。事務棟のトイレが 3 箇所あるが、うち 2 箇所が故障し、利用できない状況にある。また空調の入る部屋が限られており、博物館 3 階に学習会を開催するスペースがあるが、空調の都合で利用が気候のよいときに限られているなどの支障がある。

また三重県立鈴鹿青少年センターは、昭和 60 年に建設され、平成 11 年には外壁の塗装工事を実施しているが、建物自体の損耗が激しい。壁のヒビ割れやカビ、雨漏り等があり、部分的な修繕は実施しているが、十分な対応ができてはいない。

三重県営総合競技場については、体育館の別館の室外機がさび等で腐食しており、使用に支障をきたしている。

三重県営ライフル射撃場については、管理棟及び空気銃射撃場の屋根が錆びついており、近く修繕工事が必要と思われる状態であった。スモールボア射撃場に一部地盤沈下が起きており、1 射座は競技に使用できない状態にな

っていた。

必要以上に贅沢な設備は不要であるが、利用者及び職員にとって最低限の 環境は確保されるべきであり、特に衛生設備に関しては早急な修繕が望まれ る。また、地震大国であるわが国においては、地震対策は特に重要と思われ る。耐震性を検査し、問題のある施設については、補強工事が必要である。 【意見】

付保状況について

天災や火災等の災害に備えて、施設に対する保険が必要になるが付保状況は十分でない。

三重県立図書館と三重県生涯学習センターが併設されている建物には火災保険・損害保険がかけられていない。委託先で火災保険等に加入するか、県で他の施設と一括して火災保険等に加入するか、コストの面で有利な方法を選択できるよう検討する必要があるが、少なくとも図書館と併設された施設であり、建物のみならず、稀少な図書の保存の見地からも、火災保険等をかけても保全するに値する施設の一つと考えられる。

今後、施設の保全において、火災保険等のコストをかけても保全していく べき施設のガイドラインの設定を検討していただきたい。【意見】

貸出物品の整理不備について

三重県生涯学習センターでは、教材の貸出しを行っているが、紛失または 毀損した場合は誰が責任を持つのか明確になっていない。また、教育委員会 関係者を対象に貸出した物品2台が返却予定日(平成13年3月31日)を経 過しても未返却であり、未返却であることにも担当職員は気づいていなかっ た。財団法人三重県文化振興事業団は、貸出物品の責任の所在を明確にする とともに、一定期間を経過した貸出物品の返却状況を確認するよう管理方法 を改めるべきである。【指摘】

施設のバリアフリー化の未整備について

公の施設は県民の誰もが利用できるように、少なくとも必要最低限の対策をとる必要がある。よって障害者においても、利用しやすいようバリアフリー化が望まれる。

三重県立鈴鹿青少年センターには、エレベーターが1基設置されているが、 宿泊する部屋のある2階から浴室まで行く際に、車椅子を必要とする利用者 は必ず食堂を通らなければならず、食堂を常時開放する必要があり、衛生面も含め不便を強いられる。迂回路の設置やエレベーターの設置等の検討をする必要がある。またその他バリアフリーの対応が遅れているところが散見された。早期の改善が求められる。【意見】

利用頻度の低い物品の有効利用について

三重県立鈴鹿青少年センターにおいて、オリエンテーション室や倉庫に現在使用されていない AV 機器、パソコンが散見された。

また、三重県営鈴鹿スポーツガーデンについて、サッカー・ラグビー場の 器具庫に一度も使用されていない集会用テントがあった。(平成 13 年 4 月 7 日取得)そのほかに電子レジスタやパソコンその他器具について、現在は使 用されていないもの、使用頻度が少ないものがあった。

これら物品は有効に利用されるために購入されるものであり、安易な物品の購入がないよう、購入時にその利用可能性を十分に検討するべきである。 また今後利用されないものや利用頻度の低いものについては、他の施設に移管するなど、県有財産の有効利用が望まれる。【意見】

2. 公の施設個別詳細検討結果

(1) 三重県立図書館

所在地	設置年度				
津市一身田上津部田 1234	亚比 C 左连				
三重県総合文化センター内	平成6年度				
所管課	運営方式				
三重県教育委員会社会教育推進チーム	直営方式				
施設概要	職員数				
総工費 5,019,311 千円(生涯学習センター含む)	39名				
敷地面積 62,224 m² 建物延床面積 46,395 m²	(うち県正規職員				
図書館専有面積 5,332 m²	21名)				

設置目的

図書・記録・その他必要な資料を、収集・整理・保存して、一般県民の利用 に供し、その教養・調査研究・レクリエーション等に資するため。

主な事業内容

- 1. 図書・記録その他必要な資料及び情報を収集・整理・保存して一般の利用に供すること。
- 2. 市町村立図書館等に対し、図書館運営等に係る援助を行うこと。
- 3. 市町村立図書館等との間にネットワーク館を構築し、資料・情報の提供等を行うこと。
- 4. 図書館サービスに関する調査研究を行うこと。
- 5. 読書会・研究会・鑑賞会等を主催し、及びその奨励を行うこと。

監査の結果					
施設の設置目的と利用状況			記載事項あり。①参照。		
法規の遵守性		記載	戊事項なし。		
施設管理の経済	生・効率性の状況	記載事項あり。②③参照。			
財産管理の適正性			記載事項あり。③参照。		
県費	行政コスト計算結果	: *	利用者数	使用料等収入	
240,198 千円 528,124 千円			399,037 人	297 千円	
県民1人当たり負担額 ※			用者1人当たり:	コスト ※	
	284 円			1,323 円	

※「行政コスト計算結果」、「県民一人当たり負担額」、「利用者一人当たりコスト」の計算方法については「第4 コスト計算の結果および分析」に記載している。

・監査の過程で発見された事項

①開館日について (施設の設置目的と利用状況)

三重県立図書館(以下、県立図書館という)は火曜から金曜日 9 時から 19 時と土日祝日の 9 時から 17 時に開館しており、毎週月曜日、毎月末日(その日が祝日と重なった場合はその翌日)、国民の祝日の翌日(その日が土・日・祝日の場合を除く)、年末年始、特別整理期間が休みになっている。

毎月末日に本の整理期間として休館しているが、利用者の多い土曜、日曜 であっても閉館している。

県民のための施設であり、県民が最も利用しやすい時間、曜日にサービス を提供する必要がある。

例えば岐阜県、滋賀県、静岡県の県立図書館も三重県と同様に毎月末日に 休館しているが、土曜、日曜となる場合には開館とし、岐阜県、滋賀県は次 の火曜日を、静岡県は前の金曜日を休館としている。

三重県においても、県民の利便性を高める上で、月末日が利用者の多い土曜、日曜になる場合には、開館することを検討するべきである。【意見】

②年度末直前の不要不急の物品の購入(施設管理の経済性・効率性の状況) 3月の一万円以上の物品等の購入は表4の通りである。

表 4. 3 月以降の一万円以上の物品等の購入

			支出負担	支払命令書	請求	支出負	
細節	年月日	摘要	行為額	(支出命令	書日	担行為	内 容
			(円)	決裁日)	付	決裁日	
消耗品費	15/3/1	子ども読書支援事 業消耗品	57,120	4/3	3/1	3/1	色紙 8,000 枚
消耗品費	15/3/1	子ども読書支援事 業消耗品	41,906	4/3	3/1	3/1	色紙 8,000 枚
印刷製本費	15/3/20	子ども読書活動推 進にかかる図書館 のしおり	623,700	4/11	4/11	3/20	しおり 2,200 枚
印刷製本費	15/3/20	子ども読書活動推 進にかかる文庫目 録印刷	390,600	4/10	3/28	3/20	セット目録 400 部

			支出負担	支払命令書	請求	支出負	
細節	年月日	摘要	行為額	(支出命令	書日	担行為	内 容
			(円)	決裁日)	付	決裁日	
印刷製本費	15/3/20	子ども読書活動推 進事業用童話と絵 本のコンクール作 品集印刷	156,450	4/11	3/31	3/20	作品集印刷 1000 部
印刷製本費	15/3/20	子ども読書活動推 進にかかる資料等 封筒印刷	178,290	4/15	4/11	3/20	封筒印刷 3000 枚 2 組
消耗品費	15/3/30	事務所用消耗品費	47,334	4/11	3/30	3/30	ファイル3種 100 冊、シャ ープペン20 本、ノート20 冊他
消耗品費	15/3/30	事務所用消耗品費	45,202	4/11	3/30	3/30	エプロン 35 枚
印刷製本費	15/3/27	県立図書館利用の ご案内リーフレッ ト印刷	110,250	4/16	3/30	3/27	利用のご案 内 3000 部
消耗品費	15/3/4	資料整備用消耗品	94,500	3/20	3/6	3/4	磁気テープ 式タグ
消耗品費	15/3/5	資料整備用消耗品	98,175	3/5	4/1	4/4	ラベルキー パー10,000 枚、バーコー ド 5,000 枚 他
通信運搬費	15/3/ 1	事務用切手	300,700	4/11	3/1	3/1	50円1000円 80円1300円 100円1000 枚 270円 110枚他

「支出行為差引表」より

子供読書活動推進にかかる備品等の購入を除き、上記に掲げる大部分の備品等の購入は購入数からみると年度末までに使用できる数量を大きく上回るものである。必要以上の購入であり、予算消化の面がある。備品等の購入は年度内に使用する数量にするべきであり、不要不急の必要以上の備品等の購入は避けるべきである。【意見】

③切手の管理について(施設管理の経済性・効率性の状況、財産管理の適正性) 平成15年3月31日現在の切手の券種別残高は表5の通りである。

表 5. 切手の券種別残高(平成 15年3月31日現在)および3月購入枚数・金額

券種	枚数	金額(円)	3月購入枚数	3月購入金額(円)
10円	2,869	28,690	1,700	17,000
50 円	1,808	90,400	1,000	50,000
80 円	2,855	228,400	1,300	104,000
100円	2,400	240,000	1,000	100,000
270 円	564	152,280	110	29,700
合計	10,496	739,770	5,110	300,700

「物品出納管理一覧表」より

切手はパンフレット等の郵送に使用される。平成 15 年 3 月 31 日現在で 739 千円と高額な残高になっている。また 3 月において 3 月 31 日の残高 1 万枚の約半数を占める 5 千枚の購入がある。保有枚数に比し必要以上の過剰な購入と言える。

切手等の金券類は、換金価値が高く、盗難、紛失の可能性が高いため、金 銭と同様慎重に取り扱う必要がある。また、持ち出し、横領等の不正の温床 になりやすい。必要量以上の購入は避けるべきである。【意見】

(2) 三重県立博物館

所在地	設置年度
津市広明町 147-2	昭和 28 年度
所管課	運営方式
三重県教育委員会社会教育推進チーム	直営方式
施設概要	職員数
総工費 114,413 千円	
敷地面積 3,520 ㎡及び 60 ㎡(借地)	10名
建物延床面積 本館 66 m²	(うち県正規職員5名)
付属建物 395 m²	
収蔵庫 2,120 m²	

設置目的

展示・普及活動を通し、三重県の自然と歴史・文化に対する関心を深めるとともに、県民の生活向上と文化の発展に努めるため。

主な事業内容

- 1. 博物館資料を展示して一般の閲覧に供すること。
- 2. 展示室等を県民の文化活動に使用させること。
- 3. 県内の文化財を開発し、その利用の便を図ること。
- 4. 上記に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業を行うこと。

4. 上記に拘りるもののはか、教育安良云が必安と認める事業を打りこと。					
監査の結果					
施設の設置目的と利用状況			記載事項あり。①③参照。		
法規の遵守性		記載	事項なし。		
施設管理の経済性・効率性の状況		記載	記載事項あり。④⑤参照。		
財産管理の適正性		記載事項あり。②④⑤⑥参照。			
県費	行政コスト計算結果 利用者数 使用料等		使用料等収入		
25,628 千円	101,064 =	101,064 千円 16,356 人 340 月			
県民1人当たり負担額		利用	月者1人当たりコン	スト	
54 円				6,179 円	

・監査の過程で発見された事項

①入館料について (施設の設置目的と利用状況)

三重県立博物館(以下、県立博物館という)の入館料は、条例により下表の通り定められており、近隣他県の類似施設と比較しても入館料が安価となっている。かかる安価な入館料が博物館の公共性を重視した結果であれば一定の意義はあるが、昭和39年より入館料に関する条例が改正されておらず、政策的判断によるものとは考えにくい。入館料に関して見直しが必要である。県立博物館の提供するサービスの捉え方により対応は異なるが、一般的には博物館は公の施設の中でも選択的サービスを提供するものと考えられるため、応分の受益者負担を考慮すべきである。県立博物館の実施したアンケート結果によれば、利用者自身の適正と考える入館料は平均126.74円であり、入館料の値上げにも県民のコンセンサスは得やすいと思われる。【意見】

表 6. 県立博物館入場料比較

名称	所在地	料金(円)				
		一般	40			
博物館	三重県	大学生	30			
一	——里尔	高校生	30			
		中学生以下	無料			
		一般	330			
斎宮歴史博物館	三重県	大学生	220			
从日准文序协 加	— 重水	高校生	220			
		中学生以下 無 一般 3				
		中学生以下 無料 一般 330 大学生 220 高校生 220 中学生以下 無料 一般 320 大学生 110 高校生 無料 中学生以下 無料 一般 無料 大学生 無料 高校生 無料 中学生以下 無料 一般 無料 一般 100 大学生 100				
博物館	岐阜県	大学生 11				
HAWAH						
		無料				
		一般 無料 大学生 無料				
岐阜県歴史資料館	岐阜県					
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· 「「「「「「」」」。 · 「「」」。 · 「「」」。 · 「」。 · 「 」。 · 「 」 。 · 「 」 。 · 「 。 「 。 · 「 。 · 「 。 · 「 。 」 。 · 「 。 · 。 · 「 。					
		中学生以下	無料			
歴史博物館	福井県	大学生	100			
准久 侍初始	田川水	高校生	無料			
		中学生以下	無料			
		一般	100			
若狭歴史民俗資料館	福井県	大学生	100			
有奶些人的用具们和	田川州	高校生	無料			
		中学生以下	無料			

名称	所在地	料金(円)			
		一般	500		
恐竜博物館	福井県	大学生	400		
心电母初始	田开州	高校生	400		
		一般 500 大学生 400 高校生 400 中学生以下 250 大人 300 学生 250 小人 150 一般 500 大学生 400 高校生 400 中学生以下 250 一般 243 大学生 178			
		大人	300		
安土城考古博物館	滋賀県	学生 250			
		小人	150		
		一般 500 大学生 400			
琵琶湖博物館	滋賀県				
2001年10日	(公貝尔				
		中学生以下	250		
		一般	243		
以上9施設平均		大学生	178		
(小数点以下切捨て)		高校生	144		
		中学生以下	77		

各県のホームページより

- 注1 比較対象:岐阜県・滋賀県・福井県・静岡県の県立博物館
- 注 2 9 施設の平均入館料算定において、便宜的に安土城考古博物館については中学生以下の料金 200 円 (学生と小人の平均) を用いて算定している。

②施設の老朽化について (財産管理の適正性)

県立博物館の老朽化に対処するため、平成6年に新博物館の建設計画が策定され、土地の先行取得も行われていたが、平成10年に計画自体が中断・見直しとなった。一方現存の県立博物館は新博物館の建設を見越して施設の補修を控えていた背景があり、その結果、現在も必要と思われる補修やハード面における危機対策が不十分なままとなっている。

具体的な老朽化に伴う問題点は以下の通りである。

- ・空調の入らない部屋がある。また入る部屋についても空調設備が不十分である。環境面における不満足要因の排除は、来館者へのサービスを行う前提として重要である。コストの問題もあるが、早急な改善が望まれるところである。
- ・県立博物館の建物は昭和 28 年の開館以来建て替えられておらず、建築後 50 年が経過している。建物にひびが入るなど老朽化は著しく、地震対策に は特に配慮すべきと思われるが、専門家による定期的な耐震検査は行われ ていない。また、耐震工事も実施されていない。地震大国であるわが国に おいては、危機管理の中でも地震対策は特に重要と思われる。利用者の身の安全の確保および貴重な収蔵品の保全のため、定期的な建物強度の点検

を実施すべきである。【意見】

駐車場について(施設の設置目的と利用状況)

敷地面積が狭いため、十分な駐車場のスペースが確保されていない。県立博物館裏に駐車スペースが 13 台分あるが、現地調査時はうち 7 台分のスペースに職員が駐車していたため、実質 6 台分の駐車スペースしか確保されていなかった。満車時は約 200 メートル先の津偕楽公園の駐車場を利用しているが、利用者から不便であるとの苦情が多い。また、駐車場の入り口が狭く大型車の乗り入れが困難である。

駐車スペースは本来、来館者のために設けられているものである。来館者の 駐車に支障が出ている状況下で職員が駐車スペースを利用するべきではない。 また、津駅から徒歩 5 分という県立博物館の立地条件からみて公共交通機関に よる来館も十分可能と考えられる。パンフレットやホームページ上で利用者に 可能な限り公共交通機関を利用しての来館を促すことが望ましい。【意見】

収蔵品の管理について(施設管理の経済性・効率性の状況、財産管理の適正性)収蔵品には購入品・寄付品・無償借用物品の区分記載がなされた札が付けられており、その管理はパソコンにてデータベース化されつつあるが途上段階であり網羅されていない。また、人文系・自然系・文科系等の資料の種類ごとに表計算ソフトにてデータベースを作成しているが、担当者が各自で簡易的に作成したものである。そのため項目の統一性に欠け、担当者以外の人が入力・検索を行うことが困難な状態となっており、実質的には担当者の記憶に頼った管理となっている。資産管理の適正性、業務の効率化、収蔵品の有効活用という観点からデータの整備は必須事項と思われる。専用の管理ソフトを使用するなどデータベース化の方法から見直し、速やかにデータを整備する必要がある。【意見】

証紙類の管理について(施設管理の経済性・効率性の状況、財産管理の適正性) 平成 15 年 3 月 27 日に 91 千円の切手を購入しているが、3 月の物品納入通知書を閲覧したところ 3 月にすべてを使用しているわけではなかった。また平成 15 年 3 月 31 日現在には 215 千円の切手・はがきの残高が残っている。年度内に使用する予定のない証紙類の購入である。切手・はがきは、換金性の高い資産であり使用の目的もなく大量に購入することは管理上の危険性が大きい。随時、必要枚数だけ購入することを徹底すべきである。【意見】

表 7. 切手の券種別購入・払出(平成15年3月分)

規格(円)	3/27 購入枚数	金額	3/31 までの払出枚数	金額(円)
80	500	40,000	650	52,000
100	_	_	1	100
120	200	24,000		-
270	100	27,000		_
合計	800	91,000	651	52,100

表 8. 切手の券種別残高 (平成 15年3月31日現在)

分類	規格	残数 (枚)	残高 (円)
切手	10円	496	4,960
切手	50 円	74	3,700
切手	80 円	757	60,560
切手	90 円	114	10,260
切手	100円	226	22,600
切手	120 円	464	55,680
切手	140 円	122	17,080
切手	270 円	129	34,830
はがき	50 円	111	5,550
合計		2,493	215,220

「物品郵券証紙類払出状況一覧表」より

⑥保管環境について(財産管理の適正性)

収蔵庫のスペースが狭く、一部収蔵品の保管業務を外部委託している状況である。新博物館の建設を見越して平成6年から平成10年までの間に、ナウマン象全身骨格複製復元(長さ480cm、幅126cm、高さ253cm)等、比較的大きな資料を購入しているが、保管スペースがなく外部の倉庫業者に保管委託している。平成14年度の保管業務委託に関する支出額は2,381千円であり多額とはいえないが、今後の収蔵品受け入れの際は保管スペースという制約条件を十分考慮すべきである。【意見】

(3) 斎宮歴史博物館

所在地	設置年度	
多気郡明和町竹川 503	平成元年度	
所管課	運営方式	
三重県教育委員会文化財保護チーム	直営方式	
施設概要	職員数	
総工費 2,323,458 千円	20 8	
敷地面積 18,000 m ² 建物延床面積 5,077 m ² (一部埋蔵文化財センターと共有)	20名 (うち県正規職員 14名)	

設置目的

史跡斎宮跡の調査と保護を目的とし、「三重県における博物館構想」に基づく テーマ博物館として開設された。我が国の歴史・文化の中で特異な地位を占 めてきた斎宮と、その背景となった本県の歴史に関する資料を収集・保管し、 調査・研究、展示・普及・公開等の事業を行っている。

主な事業内容

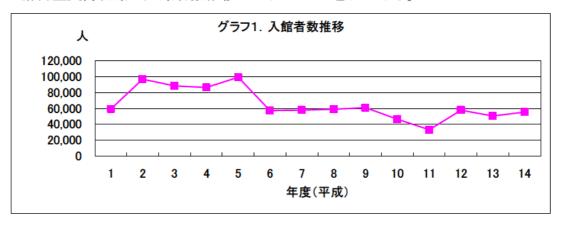
- 1. 斎宮及び三重県の歴史等に関する実物・標本・文献・写真等の資料を収集・保管・展示すること。
- 2. 博物館資料に関する講演会・講習会・研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。
- 3. 博物館資料の利用に関し必要な説明・助言・指導を行うこと。
- 4. 博物館資料に関する専門的・技術的な調査研究を行うこと。
- 5. 上記に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業。

3. 上記に拘りるもののはか、数月安貝云が必安と応める事業。					
監査の結果					
施設の設置目的と利用状況		詬	記載事項あり。①参照。		
法規の遵守性		詬	己載事項あり。	②参照。	
施設管理の経済性・効率性の状況		詬	記載事項あり。①③参照。		
財産管理の適正性		記載事項あり。②③参照。			
県費	行政コスト計算結果	ļ	利用者数	使用料等収入	
186,758 千円	620,782 千		55,330 人	9,332 千円	
県民1人当たり負担額		利用者1人当たりコスト			
328 円				11,220 円	
			•	•	

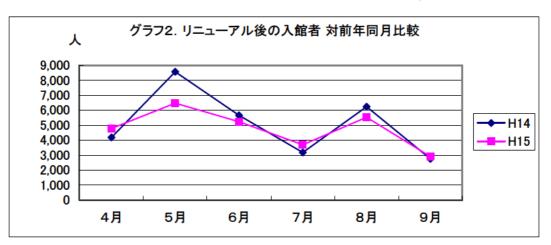
・監査の過程で発見された事項

①入館者数の伸び悩みについて(施設の設置目的と利用状況、施設管理の経済性・効率性の状況)

斎宮歴史博物館の入館者数推移はグラフ1の通りである。



※平成11年度は展示室リニューアル準備のため6ヶ月間閉鎖。



入館者数は平成 5 年度をピークに減少しており、リニューアル (平成 11 年、平成 14 年) や PR 活動が行われているものの近年入館者数はほぼ横 這いとなっている。

斎宮歴史博物館は、「斎宮への関心と理解を高めるとともにサイトミュージアム(史跡博物館)として学習や地域活性化の核となる」(事務事業概要より)という目標のもと設立された施設であるが、入館者数の推移を見る限りではそれが十分に果たされていない。

例えば、斎宮歴史博物館の主要な展示として映像展示がある。これは、 斎宮についての情報を映像によりわかりやすく提示しサイトミュージア ムという本館の特質を来館者に明確に伝える意図を持つ開館当初からの メイン展示として位置づけられており、上記目標達成手段の中核をなす ものである。この映像展示については、平成 14 年度に映像機器の劣化に対応するとともに展示の更なる充実を果たすべく、リニューアルが莫大な事業費(下表参照)を投じて行われた。しかし、リニューアル展示の完成した平成 15 年 4 月から半年間の入場者数はグラフ 2 の通り、前年度と比較して微減であり、効果が十分に得られていない。平成 15 年度の継続事務事業目的評価表においては、当該事業に対する税金投入の妥当性ついて、県民及び来館者の斎宮に対する学習ニーズに応えるための適正なサービス提供と評価しているが、実際の来館者増加に至っていない以上、県民のニーズがそもそも存在していたのか疑問を持たざるを得ない。

【意見】

リニューアル事業に要した費用(委託契約	単位:円	
直接制作費		196,288,000
映像ソフト・展示設計・資料制作	120,020,490	
映像・照明機器	50,520,720	
造作・映像照明機器設置工事	25,746,790	
諸経費(× 5 %)		9,814,400
一般管理費(× 1 0 %)		19,628,800
合計(~)		225,731,200
消費税相当額		11,286,560
合計	_	237,017,760

「業務委託契約書」より

映像備品の未登録について(法規の遵守性、財産管理の適正性)

監査の過程において、物品の実在性を確かめるため「物品管理簿」より数点を抜き取り、現物と照合した。その結果、平成 14 年度の映像展示リニューアルの際に購入された映像・照明機器(合計 50,520,720 円)が未登録であることが判明した。また、これらの機器は一体として映像設備として登録されている可能性もあるため、公有財産台帳を確認したが、映像設備としての登録もなされていなかった。設備リニューアル事業に関する事業費から購入されたため、物品または設備として登録することを失念していたものである。事業費によって購入した物品であっても物品または設備として適切な登録手続を行うべきである。なお、上記映像備品は外部監査人の指摘を受け、

平成15年8月に登録を完了された。【指摘】

③切手の管理について(施設管理の経済性・効率性の状況、財産管理の適正性) 平成15年3月28日に郵便切手を180千円分購入しているが、3月の物品 出納通知書において、当該購入額に見合った払出がなかった。また、平成15年3月31日現在には693千円の切手残高があった。年度内に使用する予定 のない証紙類の購入である。切手は換金性の高い資産であり、使用の目的も なく大量に購入することは管理上の危険性が大きい。随時、必要枚数だけ購 入することを徹底すべきである。【意見】

表 9. 切手の券種別購入・払出(平成 15年3月分)

規格(円)	3/28 購入枚数	金額(円)	3/31 払出枚数	金額(円)
10	100	1,000	18	180
50	1	I	5	250
80	ı	l	121	9,680
90	300	27,000	36	3,240
100	300	30,000	4	400
120	100	12,000	19	2,280
140	100	14,000	6	840
160		l	3	480
200	210	42,000	70	14,000
270	200	54,000	22	5,940
350	_	-	9	3,150
合計	1,310	180,000	313	40,440

「物品出納通知書 (郵便証紙類)」より

表 10. 切手の券種別残高 (平成 15年3月31日現在)

規格	残数(枚)	残高 (円)
10円	196	1,960
50 円	90	4,500
80 円	1,032	82,560
90 円	410	36,900
100円	418	41,800
120円	194	23,280
140円	208	29,120
160円	235	37,600
200円	519	103,800
270 円	341	92,070
350円	685	239,750
合計	4,328	693,340

斎宮歴史博物館質問書回答より

(4) 三重県立美術館

所在地	設置年度
津市大谷町 11 番地	昭和 57 年度
所管課	運営方式
三重県教育委員会社会教育推進チーム	直営方式
施設概要	職員数
総工費 2,700,532 千円 敷地面積 16,000 ㎡ 建物延床面積 8,036 ㎡	34名 (うち県正規職員 13名)

設置目的

一般市民に、様々な美術分野で質の高い芸術文化の鑑賞機会を提供するため。

主な事業内容

- 1. 美術作品及び美術に関する資料を収集・保管・展示すること。
- 2. 美術に関する講演会・講習会・映写会・研究会等を行うこと。
- 3. 美術館の施設又は設備を美術に関する展覧会等のために使用させること。
- 4. 美術に関する学術研究及び調査を行うこと。
- 5. 上記に掲げるもののほか、三重県教育委員会が必要と認める事業を行うこと。

監査の結果					
施設の設置目的と利用状況		記	記載事項あり。④参照。		
法規の遵守性		記	記載事項あり。②)③参照。	
施設管理の経済性・効率性の状況		記	記載事項あり。⑤参照。		
財産管理の適正性		記	記載事項あり。①③⑤参照。		
県費	行政コスト計算結果		利用者数	使用料等収入	
178,352 千円	600,693 千		74,167 人	49,446 千円	
県民1人当たり負担額		利	利用者1人当たりコスト		
296 円				8,099 円	

・監査の過程で発見された事項

招待券の管理について(財産管理の適正性)

招待券の払出について内訳が一部不明確である。「パウルクレー展」招待券払出 16,700 枚に対し、配布先一覧の合計は 10,000 枚であり、残り 6,700 枚については明記されていない。また合計欄の数値が間違っているなど正確に作成されていない。総務グループに配布された分は招待券払出簿により管理されているが、払出簿の記入も所定の様式に従わないものがあった。招待券は金銭的価値があり、厳重な管理が求められることから、正確な受払簿を作成すべきである。【指摘】

収蔵品の外部貸し出しについて (法規の遵守性)

収蔵品の外部への貸出においては、回議のうえ館長承認により貸出の決定を行う必要があるが、貸出の調書に承認印のないものがあった。貴重な収蔵品の保全のため、貸出の手続は厳守されるべきである。【指摘】

備品登録について(法規の遵守性、財産管理の適正性)

改修時(平成14年~15年)に除却した備品(ビデオプロジェクター等) につき、台帳からの削除作業が未了であった。三重県会計規則第149条(不要物品の決定及び処分)に従い廃棄手続を実施する必要がある。【指摘】

駐車場について(施設の設置目的と使用状況)

駐車場の収容可能台数は 130 台であるが三重県総合教育センターとの共同利用であり、十分な余裕がない。特別展実施時には駐車場に入れない車が近隣で交通渋滞をおこし、近隣住民からの苦情が出ている。施設自体は津駅から徒歩 10 分という立地にあり、最寄りのバス停からは徒歩 2 分と公共交通機関を利用したアクセスも十分可能である。パンフレットやホームページで公共交通機関の利用を促す等の対策が求められる。【意見】

切手の購入について(施設管理の経済性・効率性の状況、財産管理の適正性) 平成 15 年 1 月に切手を購入しているが、1 月以降にすべてが使用されているわけではない。使用する目的もなく購入されている。切手は換金性の高い資産であり、使用の目的もなく大量に購入することは管理上の危険性が大きい。随時、必要枚数だけ購入することを徹底すべきである。【意見】

表 11. 切手の券種別購入・払出(平成 15年1月~3月)及び平成 15年3月31日の残高

規格(円)	1/24 購入 枚数	金額(円)	3/31 までの 払出枚数	金額(円)	15/3/31 残数(枚)	残高(円)
10	100	1,000	48	480	160	1,600
50	l	l	l	l	5	250
80	300	24,000	241	19,280	85	6,800
120	200	24,000	38	4,560	162	19,440
140	200	28,000	12	1,680	190	26,600
270	100	27,000	15	4,050	85	22,950
合計	900	104,000	354	30,050	687	77,640

「物品出納状況一覧表」より

(5) 三重県総合教育センター

所在地	設置年度
	三重県教育研究所設置
津市大谷町 12 番地	昭和 41 年
分館:津市柳山津興 1239 番地	三重県総合教育センター
	に改組 昭和 52 年
所管課	運営方式
三重県教育委員会研修分野	直営方式
施設概要	職員数
総工費 1,685,147 千円 敷地面積 41,291 ㎡ 建物延べ面積 9,351.47 ㎡	51名 (うち県正規職員 43名)
-加票 中 45	

設置目的

教育の振興を図るため。

主な事業内容

- 1. 教育に関する専門的技術的事項の調査及び研究に関すること。
- 2. 教育関係職員の研修に関すること。
- 3. 教育相談等の教育サービスに関すること。
- 4. 上記の掲げるもののほか、三重県教育委員会が必要と認める事業。

監査の結果				
施設の設置目的	内と利用状況	記載事項なし。		
法規の遵守性		記載事項なし。		
施設管理の経済	斉性・効率性の状況	記載事項あり。①④参照。		
財産管理の適立	E性	記載事項あり。②③参照。		
県費	県費 行政コスト計算結果		使用料等収入	
287,964 千円	737,840 千円	23,702 人	92 千円	
県民1人当たり) 負担額	利用者1人当たりコスト		
	396 円		31,130 円	

・監査の過程で発見された事項

ISO9001 取得について(施設管理の経済性・効率性の状況)

平成 13 年 3 月、三重県総合教育センター(以下、総合教育センターという)では、「品質保証と顧客満足の向上を目指す」品質マネジメントシステムの国際規格である「ISO9001:2000 年版」の認証登録を、教職員の資質向上を目指し、研修事業や教育支援事業の質を継続的に高めていくため全国の教育センターでは初めて受けている。

ISO9001 とは、顧客満足を向上させるために、品質改善活動を継続して実施することにより、社会的信用の維持と共に競争力の向上を図るものである。 ISO9001 を取得している施設であるだけに、三重県の直営施設であるにもかかわらず独自のインフラストラクチャー管理規定等を整備し、職員の対応もきびきびとし、研修施設の職員にふさわしい雰囲気であった。ここで研修を受ける県内教職員へ無形の好影響を与え、ひいては県内の公立学校の児童生徒への波及効果を大いに期待したい。【意見】

寄贈図書について(財産管理の適正性)

総合教育センターの一室が、ある寄贈者の寄贈図書の専用保管室になっていたが、寄贈図書は閲覧用に整理されておらず、当該部屋も有効に利用されていない。図書の管理は専門家である県立図書館に管理を任せ、図書登録されるべきものとそうでないものに分類し、総合教育センターの部屋は他に有効に利用されるべきである。【意見】

物品の現物照合について(財産管理の適正性)

物品の現物照合を年に1回実施しているが、特に現物照合を実施した証跡がなかった。物品の現物照合資料に実施日・実施者名も記載し実施責任を明確にすべきである。【意見】

総合教育センター内の物品につき「物品管理状況一覧表」に記載されている物品から抜取りで現物照合した結果、実在を確認できたが、逆に現物から「物品管理状況一覧表」への記載につき確認したところ、表 12 に示している物品についての記載が漏れていた。【指摘】

表 12. 記載漏れが判明した物品

所在地	備品台帳管理番号不明なもの	摘要	総合教育センターからの回答
化学実験室	化学実験室入口、	管理番号 602 の	調査の結果、H8.1.16 購入した
	左側の黄色い箱	シールはあった	物品であったが、登録漏れであ
		(インフラストラ	った。
		クチャー管理規程	再登録し、物品表示票を貼付の
		の管理番号)	うえ、管理する。

④年度末の多額な切手の購入について(施設管理の経済性・効率性の状況) 総合教育センターの需用費と役務費のうち年度末の多額な支出について、 無駄がないかといった観点から、さらに、支出負担行為書を閲覧したところ 表 13 の支出については平成 14 年度に行う必要があったのか疑義がある。 【意見】

表 13. 年度末における多額の支出

項	節	月日	支出内容	支出負担行為額	意見
				(円)	
需要費		3/3	切手受払	439,900	3月3日に1,000枚単位で切手を購入して
			簿		いるが、平成 14 年度の使用状況から、ま
					た、4 月以降の払出予想の参考として、平
					成 15 年 4 月の使用状況をみても、1,000 枚
					単位の切手の購入を年度末に必要であると
					は判断し難い。

「支出負担行為差引表」より

表 14.多額の切手の購入のあった 3月3日から年度末までの切手受払状況

金種	3月2日残(枚)	3月3日受入 数(枚)	払出数 (枚)	3月31日残 (枚)
10円	1,388	690	118	1,960
50 円	743	500	9	1,234
80 円	1,890	1,100	199	2,791
100円	746	1,000	47	1,699
200 円	661	1,100	54	1,707
金額 (円)	409,030	439,900	33,050	815,880

「物品郵券証紙類払出状況一覧表および受入決議状況一覧表」より

(6) 三重県立熊野少年自然の家

所在地	設置年度	
熊野市金山町 1577	昭和 51 年度	
所管課	運営方式	
三重県教育委員会社会教育推進チーム	直営方式	
施設概要	職員数	
総工費 305,044 千円 敷地面積 20,375 ㎡ 建物延べ面積 2,494.2 ㎡	8名 (うち県正規職員5名)	

設置目的

優れた自然環境の中で集団生活指導を行うことにより、心身ともに健全な少年の育成を図るため。

主な事業内容

- 1. 野外活動に関する事業。
- 2. 自然観察に関する事業。
- 3. 心豊かな青少年の育成に関する事業。
- 4. 生活と文化に関する事業。
- 5. 明るい家庭づくりに関する事業。
- 6. 青少年指導者の研修に関する事業。

監査の結果			
施設の設置目	的と利用状況	記載事項あり。①参照。	
法規の遵守性		記載事項あり。②③④参照。	
施設管理の経	済性・効率性の状況	記載事項あり。⑤参照。	
財産管理の適	正性	記載事項あり。③⑤参照。	
県費	行政コスト計算結果	利用者数	使用料等収入
24,756 千円	89,584 千円	79,859 人	3,162 千円
県民1人当た	り負担額	利用者1人当たりコスト	
	46 円		1,122 円

・監査の過程で発見された事項

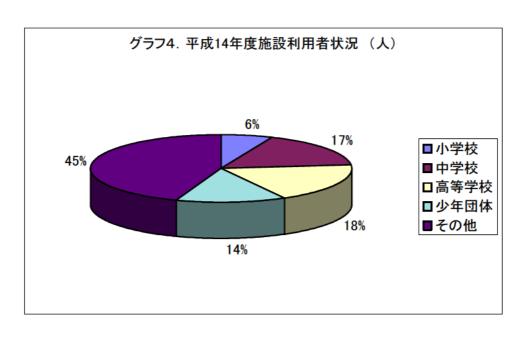
施設の設置目的と利用状況について

三重県立熊野少年自然の家(以下、熊野少年自然の家という)の利用状況は 当初の設置目的から乖離してきている。



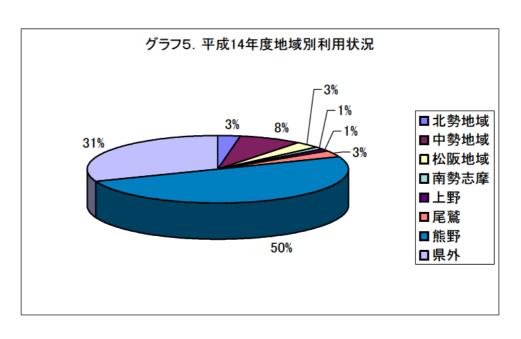
三重県立熊野少年自然の家使用状況報告書より

夏休み及び春休み期間以外の利用状況が極めて低いため、施設の有効活用を するために、本来の青少年の利用以外の生涯学習センターとして活用されてい る。



三重県立熊野少年自然の家使用状況報告書より

また、生涯学習センターとして、利用しているのは熊野市周辺地域に偏り、 県の施設としてよりも、この地域の住民のための施設としての感がある。



三重県立熊野少年自然の家使用状況報告書より

施設の利用状況を勘案すれば、現在の直営方式に代え、熊野市や尾鷲市等周 辺市町村に管理を委託することも考えられる。【意見】

宿直職員の業務管理について(法規の遵守性)

宿直要員として別途嘱託職員を雇用しているが、雇用契約に定められている 宿直日誌に火気取締・場所・時刻の記入がなく、勤務状況の管理把握が不十分 であった。【指摘】

天文学同好会との関係について(法規の遵守性、財産管理の適正性)

天体観測室内に、天文学同好会のメンバーの私物のパソコンが、所有者名を明記せず、県の財産か個人のものか明確に区分されることなく天体望遠鏡に接続されていた。天文学同好会のパソコン及び小型天体望遠鏡の設置は、天体観測室のかなりの面積を占有していた。「行政財産の目的外使用に関わる使用料に関する条例」により、行政財産の無償使用はごく限られた場合に認められているが、当該占有は、それに該当しないため、無償使用は認められていない。適切な使用料を徴収すべきである。【指摘】

自動販売機の設置について (法規の遵守性)

熊野少年自然の家の食堂の運営を委託している業者が、食堂内に飲料の自動 販売機を設置している。光熱費は業者が負担しているものの、三重県の「行政 財産の目的外使用に係る取扱いに関する条例」で無償使用することは認められ ていない。行政財産の使用につき、適切な使用料を徴収すべきである。【指摘】

年度末の切手の購入について(施設管理の経済性·効率性の状況、財産管理の 適正性)

年度内に使用する予定のない切手を購入し、年度末に表 15 のように 149 千円もの切手の残高が残っている。切手は換金性の高い資産であり、使用の目的もなく大量に購入することは管理上の危険性が高い。随時、必要枚数だけ購入することを徹底すべきである。【意見】

表 15. 切手の券種別残高 (平成 15年3月31日現在)

金種	枚数	金額(円)
10円	404	4,040
80 円	675	54,000
90 円	112	10,080
120円	160	19,200
140円	174	24,360
200円	190	38,000
合計	1,715	149,680

「物品出納状況一覧表」より

(7) 三重県生涯学習センター

所在地	設置年度	
津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内	平成6年度	
所管課	運営方式	
三重県教育委員会社会教育推進チーム	財団法人三重文化振興事業団に管 理を委託	
施設概要	職員数	
総工費 5,019,311 千円(図書館含む) 敷地面積 62,224 ㎡ 建物延床面積 46,305 ㎡ 生涯学習センター占有面積 6,431 ㎡	13名 (うち県派遣職員 4名)	

設置目的

県民の芸術文化及び生涯学習の振興並びに男女共同参画の促進を図るため。

主な事業内容

- 1. 生涯学習に関する情報を収集・提供し、また相談に応ずること。
- 2. 生涯学習に関する調査研究、指導者の研修、講座の開設等を行うこと。
- 3. 視聴覚教育に関する機器及び教材を整備し、利用すること。
- 4. その他生涯学習の振興に関する事業を行うこと。

監査の結果 施設の設置目的と利用状況 記載事項なし。 法規の遵守性 記載事項あり。①②⑦⑧参照。 施設管理の経済性・効率性の状況 記載事項あり。3469参照。 財産管理の適正性 記載事項あり。⑤⑦89参照。 行政コスト計算結果 県費 利用者数 使用料等収入 95,699 千円 21,432 千円 319,611 千円 44,386 人 県民1人当たり負担額 利用者1人当たりコスト 7,201 円 160 円

※平成 14 年度委託料 116,080 千円

・監査の過程で発見された事項

委託の契約手続について (法規の遵守性)

三重県文化振興事業団(以下、文化振興事業団という)の会計規則では「売買、委託、請負、その他の契約は指名競争入札又は随意契約の方法によるものとする。」とされ、契約方法の適用区分が曖昧である。地方自治法の規定に準拠して随意契約を行うことができる場合を具体的に定め、コスト削減につながる競争入札の適用範囲を増やすべきである。【指摘】

人材派遣の委託先の契約手続において、平成 13 年度は競争入札であったが、平成 14 年度は平成 13 年度で次点であった業者の入札価格より高い単価にて随意契約を行っていた。慣れた人材を派遣してもらいたかったという事情はあるものの、県の委託料に跳ね返ることを考えると経済的な配慮が欠けた選択ではなかったか。【意見】

警備業務の委託先の入札手続において、全応札業者の入札保証金を免除していた。入札手続について、三重県文化振興事業団の会計規則に具体的な定めがなく、三重県の会計規則に従った処理をしているとのことであるが、単に県の登録業者であることから保証金を免除していた。そもそも、県の外郭団体に委託した業務の再委託方法は、文化振興事業団の会計規則に準拠し、文化振興事業団の妥当な判断のもと実施されるものである。文化振興事業団の会計規則において入札手続を明確にし、主体的な判断をもって入札手続を実施することがもとめられる。【意見】

少額物品の購入方法について(法規の遵守性)

文化振興事業団の会計規則では「予定価格が 10 万円以上の場合はできるかぎり相見積もりを入手する」ことになっているが、単品では 10 万円未満であるとして、総額 10 万円以上の購入であっても相見積もりをとる手続をとっていない。

平成 15 年 3 月に 1 回の請求書が 50 千円未満になるようパンフレットスタンド 10 台(単価 28 千円)及びハイチェアー13 台(17 千円)を他の少額な消耗品(マーカー・画鋲・ファイル等)と組み合わせて、総額 1,046 千円購入していた。

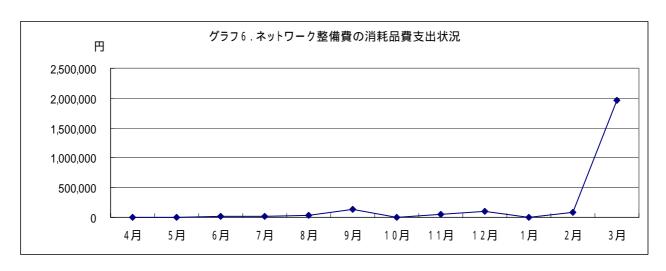
10万円以上の購入であるか否かは、実態で判断し、この場合は相見積を入手し、コストをもっと下げることができないかを検討すべきであった。【指摘】

購入ビデオの内容について(施設管理の経済性・効率性の状況)

年度末に購入していた消耗品ビデオに「利家とまつ」、「鉄腕アトム」「やすし、きよし漫才大全集全 10 巻」が含まれ生涯学習というよりも娯楽に近い。 民間のレンタルビデオ店でレンタルできるような内容が大半を占めていた。 生涯学習センターで貸出すにふさわしい内容とすべきである。【意見】

年度末の消耗品の購入について(施設管理の経済性・効率性の状況)

生涯学習センターの三重県からの主たる受託事業である「システムネットワーク整備事業」の消耗品費はグラフ6のとおり1,959千円と3月の支出が突出していた。



(財)三重県文化振興財団 一般会計 収支中科目元帳より

消耗品費は予算が足りなくなったら節約するが、予算があまったら当該年度に消費しないものまで購入して、支出を調整している。地方自治法第 208 条「会計年度独立の原則」に反する。消耗品の購入は必要なときに必要量を購入し、在庫を適正な量に留めることが望まれる。【指摘】

火災保険について(財産管理の適正性)

図書館と生涯学習センターが併設されている建物には火災保険・損害保険がかけられていない。委託先で火災保険等に加入するか、県で他の施設と一括して火災保険等に加入するか、コストの面で有利な方法を選択できるよう検討する必要があるが、少なくとも図書館と併設された施設であり、建物のみならず、稀少な図書の保存の見地からも、火災保険等をかけても保全するに値する施設の一つと考えられる。

今後、施設の保全において、火災保険等のコストをかけても保全していく

べき施設のガイドラインの設定を検討していただきたい。【意見】

遊休施設について(施設管理の経済性・効率性)

生涯学習センターでは、県内の公の施設を展示しているだけで、有効に活用されていない部屋が1室あった(現在の展示コーナー)。県民が生涯学習に利用できるよう有効な活用が望まれる。【意見】

教材の紛失について(法規の遵守性、財産管理の適正性)

生涯学習センターでは、教材の貸出しを行っているが、「取扱の不注意や映写機の整備不良により教具・教材を損傷した場合には、利用者の責任において復元又は賠償して頂くことがあります。」と警告しているだけで、紛失及び毀損した場合には利用者に原則負担してもらっていない。文化振興事業団が負担していると、県からの委託料に跳ね返り、県民の負担となりかねない。

【指摘】

教育委員会関係者を対象に貸出した物品2台が返却予定日(平成13年3月31日)を経過しても未返却であった。また、未返却であることにも担当職員は気づいていなかった。三重県、三重県教育委員会および文化振興事業団との間における「三重県総合文化センター管理委託契約書」第8条2項の「善良な管理者の注意を持って維持管理しなければならない。」に反している。文化振興事業団は、一定期間を経過した貸出物品の返却状況を確認するよう物品の管理方法を改めるべきである。【指摘】

物品の廃棄について(法規の遵守性、財産管理の適正性)

文化振興事業団は物品の更新時に旧備品の廃棄手続を実施していない。県の物品管理台帳データの信頼性を向上されるため、物品の更新時には、旧物品の速やかな廃棄手続を実施すべきである。「三重県総合文化センター管理委託契約書」第8条5項、「委託物件のうち備品の管理については、三重県会計規則の規定に準じて処理しなければならない」に反する。【指摘】

管理ラベルのない物品について (施設管理の経済性・効率性の状況、財産管理の適正性)

抜き取りで生涯学習センター内の物品の現物照合を実施した結果、学習相談室に管理ラベルの添付のない 42 インチ型ワイドプラズマテレビ(現在購入時価 533 千円)が 2 台発見された。調査の結果、文化振興事業団が三重県

からの平成 11 年度のプログラム開発の受託事業費から購入したものであった。現在は、当該事業も実施されておらず、文化振興事業団における管理対象備品から除かれていたことは問題である。【指摘】

また、新規事業を実施する度に物品を新調するのでなく、他の公の施設から転用できる物品を検索できるよう物品及び無償貸与物品の使用状況を確認できるデータベースの活用が望まれる。【意見】

(8) 三重県立鈴鹿青少年センター

所在地	設置年度	
鈴鹿市住吉町南谷口	昭和 60 年度	
所管課	運営方式	
三重県教育委員会社会教育推進チーム	(財) 三重県体育協会に管理 委託	
施設概要	職員数	
総工費 1,423,961 千円 敷地面積 20,070.08 ㎡ 建物延べ面積 6,271.14 ㎡	11 名 (うち県派遣職員 3 名)	

設置目的

青少年を自然に親しませ、主として集団宿泊研修を通じて、心身ともに健全な 青少年の育成を図るため。

主な事業内容

- 1. 青少年又は青少年育成関係団体の自主的な集団研修における施設の使用及び指導に関すること。
- 2. 青少年又は青少年育成関係団体の研修に関すること。
- 3. 上記に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

監査の結果 記載事項あり。⑤参照。 施設の設置目的と利用状況 法規の遵守性 記載事項あり。③参照。 施設管理の経済性・効率性の状況 記載事項なし。 財産管理の適正性 記載事項あり。①②③④参照。 一行政コスト計算結果 利用者数 使用料等収入 県費 85,248 千円 79,859 人 111,209 千円 34,808 千円 県民1人当たり負担額 利用者1人当たりコスト 41 円 1,393 円

※平成 14 年度委託料 74,395 千円

・監査の過程で発見された事項

①施設のバリアフリー化について (財産管理の適正性)

三重県立鈴鹿青少年センター(以下、鈴鹿青少年センターという)には、エレベーターが一基設置されているが、宿泊する部屋のある2階から浴室まで行く際に、車椅子を必要とする利用者は必ず食堂を通らなければならず、食堂を常時開放する必要があり、衛生面も含め不便を強いられる。従来は食堂の横に通路があったため、食堂を通らず、浴室まで行くことができたが、食堂の拡張により、通路が撤去されたことに原因がある。

公の施設は県民のだれもが利用できるように、少なくとも必要最低限の対策をとる必要がある。よって障害者においても、利用しやすいようバリアフリー化が望まれる。迂回路の設置やエレベーターの追加設置等の検討をする必要がある。

上記の他、鈴鹿青少年センターは昭和 60 年に建設されたものであり、バリアフリーの対応が遅れているところが散見された。

表 16. バリアフリー未対応の設備

	施設名	場所	未対応の内容
1	1階トイレ	1 階西側空調機械室前	段差あり。身障者用便器の不設置。
2	玄関	管理研修棟 2 階西側事務室前	段差あり。
3	エントランス	管理研修棟2階利用者出入口	スロープ不十分。
4	全宿泊室出入口	宿泊棟 2, 3 階全室	段差有り。
5	洗面所	宿泊棟 2, 3 階	車椅子利用者は蛇口に手が届かない。
6	談話コーナー	宿泊棟 2 階中央部	段差有り。
7	文化室	管理研修棟 2 階	段差有り。
8	舞台	総合研修館	段差有り。スロープなし。
9	階段	全て	背が低い人が使いにくい位置に手すりが設置
			されている。
10	エレベーター	宿泊棟エレベーター	後見鏡、車椅子用ボタンがない。

鈴鹿青少年センター質問書回答より

上記のバリアフリー未対応の設備についても、早急な改善が求められる。

【意見】

建物の老朽化 (財産管理の適正性)

現在の鈴鹿青少年センターは昭和 60 年に建設され、平成 11 年には外壁の 塗装工事を実施しているが、内部は所々に、壁の汚れ、ヒビ割れやカビ、天 井には雨漏りの跡があった。

部分的な修繕は実施しているが、建設されてから 20 年弱経過しており、 修繕が十分に対応できていない面がある。壁のヒビ割れやカビ、雨漏り等は 建物寿命を短くするだけでなく、建物強度を低下させる。また鈴鹿青少年セ ンターは研修、宿泊の場であり、健康、衛生の面からも問題がある。部分的 な改修のみならず、全面的な改修等も検討するべきである。【意見】

寄贈品の管理(法規の遵守性、財産管理の適正性)

現地調査時に貸付物品一覧表((財)三重県体育協会に管理を委託しているため、備品は(財)三重県体育協会へ無償貸与をしている。)と実物とを照合した結果、貸付物品一覧表にない絵画(日展入賞作品)が発見された。

これは県に寄付された絵画等につき、財産登録の手続が実施されていない とのことであった。

三重県会計規則によると、寄付をうけたものは、寄付採納調書により知事の承認をうけた上で(三重県会計規則 146 条) 物品管理台帳又は物品出納簿に登録しなければならない(三重県会計規則 138 条)

上記事項は三重県会計規則に反しており、早急に登録手続を実施する必要がある。また寄付された物品は県民の貴重な財産であり、管理の面からも備品登録を徹底すべきである。【指摘】

利用頻度の低い物品について(財産管理の適正性)

現地調査時に、物品等の現物確認を実施した際、オリエンテーション室や 倉庫に現在使用されていない AV 機器、パソコンが散見された。また物品シ ールもなく、所有者が不明であるものもあった。



写真 ほとんど利用されていないパソコン(パソコン研修等に使用。)

ほとんど使用されていない物品で、利用可能なものは県財産の有効利用の 見地から他の施設等への振替等を実施すべきであり(三重県会計規則 141 条) また利用不能なものについては適宜処分することが望まれる。(三重県 会計規則 148条)

また所有者のわからないパソコンが存在することは管理が不十分と言える。AV 機器、パソコン等は一般に高価であり、個人においても利用もしくは転売が可能なものであり、一般的に持ち出し、横領の危険性が高い。備品は県民の貴重な財産であるため、備品について慎重に扱う必要がある。即座に調査をし、県財産であれば、備品登録ともに、備品シールの添付が必要である。【指摘】

管理者の不在について(施設の設置目的と利用状況)

公の施設の運営には一定のサービスを提供するため、管理者の常駐が必要である。

鈴鹿青少年センターは集団研修等を実施する宿泊施設であり、施設としては 24 時間利用されている。しかし、施設の職員は勤務時間である 17 時 15 分には業務を終了し、退出する。従ってその後は不在となる。

宿泊施設である青少年センターは夜も利用されており、エアコン等施設の設備、備品の破損、故障の対応、急病人の対応、リネンの支給等宿泊施設として最低限必要なサービスが充足されていない。

管理者の不在がないよう勤務時間のシフト等の対処がもとめられる。

【意見】

(9) 三重県営総合競技場

所在地	設置年度	
伊勢市宇治館町 510	昭和 43 年度	
所管課	運営方式	
三重県教育委員会スポーツ振興チーム	(財) 三重県体育協会に管理	
二里宗教月安貞云へホーノ派典ナーム	委託	
施設概要	職員数	
総工費 757,000 千円		
敷地面積 98,407 m²	20名	
建物延べ面積 5,100 ㎡(体育館、トレーニングセンタ	(うち県派遣職員 0名)	
一、別館の合計)		

設置目的

県民の心身の健全な発達及び体育の普及振興を図るため。

主な事業内容

- 1. 体育館・陸上競技場・その他の施設を利用に供すること。
- 2. 県民の心身の健全な発達及び体育・スポーツの普及振興に係る研修及び指導を行うこと。
- 3. 上記に掲げるもののほか、三重県教育委員会が必要と認める事業。

監査の結果				
施設の設置目的と利用状況		記載事項あり。②③参照。		
法規の遵守性			記載事項あり。①参照。	
施設管理の経済性・効率性の状況			記載事項なし。	
財産管理の適	正性		記載事項あり。④参照。	
県費	行政コスト計算結果	利用和	者数	使用料等収入
65,740 千円	638,772 千円	189,671 人		11,089 千円
県民1人当たり負担額		利用者1人当たりコスト		
337 円		37 円		3,368 円

※平成 14 年度委託料 70,010 千円

・監査の過程で発見された事項

利用料金の徴収と返還について(法規の遵守性)

三重県営総合競技場(以下、総合競技場という)を利用する際、利用者は利用許可時つまり利用前に料金を支払う必要がある。(三重県営総合競技場条例 5条1項、11条3項、同施行規則2条)

現状はほとんどが後払いの精算になっている。利用許可時に利用時間が限定できず予定よりも利用時間が短縮されたり、雨天になると、利用をキャンセルせざるをえないため、その際の返金が煩雑になるとのことである。しかし、三重県営総合競技場条例及び同施行規則を遵守しておらず、規則違反である。条例及び規則を遵守し、利用料金は利用前に利用者から徴収することを徹底する必要がある。

また、返金についても、同条例及びその準拠規定である三重県税外収入通 則条例にて「当該使用の廃止もしくは中止の許可をうけ、又はその他の正規 の手続を経て、当該使用の廃止又は中止をしたとき」「その責に基づかない 災害その他の理由により、その使用に供することが著しく困難になったと き」「公益上の必要により、財産又は公の施設の使用の許可の取消し又はそ の効力の停止がなされたとき」とあり、同条例を遵守して実施する必要があ る。【指摘】

但し、実務上、既述のように、返金等が煩雑になることから、業務効率化の点より、後払い精算が可能になるよう条例や施行規則の改正も検討されてはどうであろうか。【意見】

施設の利用について(施設の設置目的と利用状況)

施設利用の予約を取る際には、直接総合競技場の窓口での申し込み(同条例5条1項、11条3項)もしくは電話、FAXによる申し込みが必要になる。

総合競技場の利用促進と県民の利便性を高めるため、上記の方法の他、インターネットや県や市町村の施設での予約方法を導入してはどうであろうか。【意見】

トレーニングセンターの開館時間について(施設の設置目的と利用状況)

総合競技場内にトレーニングセンターがある。トレーニングセンターには ダンベル、エアロバイク、ヒップエクステンションマシンを始めとするトレ ーニング器具のほか、コンピュータを利用したトレーニングメニューの設定、 管理のできるコンピュータ管理システム及び握力計や背筋力計等の測定器 具を備えている。原則、高校生以上が使用できる(中学生は保護者同伴の場合は可)。開館時間は火曜、木曜の13時30分から16時30分までと17時30分から20時30分まで。土曜の9時30分から12時00分までと13時30分から16時までである。

開館時間について限定されており、非常に利用しにくい状況にある。特に利用者の増加が見込める日曜日が利用できないため、利便性は非常に低いと思われる。原因としては、開館時間には専門知識のある監視員が常駐しなければならないが、当該監視員が現在2名であるところから開館時間が制約されるのである。

利用者である県民の利用の機会を制限し、利便性を損なうものである。利用者の利便性向上につながるよう、監視者の配置、増員等により利用日時の延長が望まれる。【意見】

施設の老朽化について(財産管理の適正性)

大会等で放送設備が必要であり、総合競技場にも放送設備が設置されているが、老朽化しており、満足な修繕も実施されていないことから放送が途切れるなどの不具合が生じている。



写真 老朽化した放送設備

また別館会議室の空調設備の室外機も老朽化し、配管等さびで腐食していた。近年は使用されていないとのことであった。



写真 別館の空調機。ところどころの金属が腐食している。

公の施設においては、いつでも有効利用されるよう利用可能な状態を維持 する必要がある。従って、必要最低限の修繕や設備、備品等の更新がなされ る必要がある。【意見】

(10) 三重県営鈴鹿スポーツガーデン

所在地	設置年度
鈴鹿市御薗町 1669	平成4年度
所管課	運営方式
三重県教育委員会スポーツ振興チーム	(財) 三重県体育協会に管理 を委託
施設概要	職員数
総工費 17,166,000 千円 敷地面積 447,673 ㎡ 建物延べ面積(屋内水泳場) 18,807 ㎡	18名 (うち県派遣職員 0名)

設置目的

県民の心身の健全な発達および体育・スポーツの普及振興を図ることを目的としている。

主な事業内容

- 1. サッカー・ラグビー場・水泳場・庭球場その他の施設を利用に供すること。
- 2. 県民の心身の健全な発達及び体育・スポーツの普及振興に係る研修及び指導を行うこと。
- 3. 上記のほか、三重県教育委員会が必要と認める事項。

監査の結果 記載事項あり。①④参照。 施設の設置目的と利用状況 法規の遵守性 記載事項あり。②参照。 施設管理の経済性・効率性の状況 記載事項あり。①参照。 財産管理の適正性 記載事項あり。23参照 行政コスト計算結果 利用者数 使用料等収入 県費 387,062 千円 919,637 千円 66,743 千円 189,671 人 県民1人当たり負担額 利用者1人当たりコスト 458 円 4,849 円

[※]平成 14 年度委託料 396,526 千円

・監査の過程で発見された事項

①サッカー・ラグビー場の使用状況(施設の設置目的と利用状況、施設管理の 経済性・効率性の状況)

三重県営鈴鹿スポーツガーデン(以下、鈴鹿スポーツガーデン)各施設の利用状況は表 17 の通りである。

表 17. スポーツガーデン利用状況

施設名	(平均) 使用日数	(平均) 使用可能日数	稼働率
テニス※1			
センターコート	93 日	304 日	30.6%
シェルターコート 1~4	304 日	304 日	100.0%
屋外テニスコート 1~16	259 日	304 日	85.2%
テニス稼動平均	219 日	304 日	72.0%
プール※2			
メインプール	294 日	294 日	100.0%
サブプール	285 日	285 日	100.0%
飛込プール	189 日	285 日	66.3%
トレーニングルーム	294 日	294 日	100.0%
プール稼動平均	266 日	290 日	91.7%
サッカー・ラグビー			
メイン競技場	47	307	15.3%
第1グラウンド	56	307	18.2%
第2グラウンド	57	307	18.6%
第3グラウンド	63	307	20.5%
第4グラウンド	56	307	18.2%
サッカー・ラグビー場稼動平均	56 日	307 日	18.2%

総合競技場質問書回答より

(稼働率) = (使用日数) / (使用可能日数)

※1 テニスについては年2回の場内整備は使用可能日数より除く

※2 プールについて平成 14 年度は水の入替実施のため、入替日数は使用可能日数より除く。また、 月1回の場内整備日も使用可能日数より除く

表 17 によるとサッカー・ラグビー場の稼働率が他の施設に比べ特に低く

利用状況が良くない。この原因としては、利用者が他の施設とは異なり、団体になるため、手軽に使えないことに合わせて、芝の保護のため、原則試合形式の使用のみとなっていることがあげられる。

芝の管理は樹木緑地と合わせて県内の造園業者に年間 34,100 千円 (税込) で委託している。芝の管理のみで高額となる管理コストに比し、サッカー・ラグビー場の利用頻度はきわめて低いといえる。

試合形式以外のグラウンドの開放等の利用促進策を進めるとともに、5面ある芝のグラウンドを、利用状況に応じ、維持コストがかかる芝の撤去やグラウンド数の削減等の見直しを検討する必要がある。【意見】

②貸付備品の管理について(法規の遵守性、財産管理の適正性)

サンプルにて備品等の現物実査を実施した結果、表 18 の電話機(2 台)について「県有物品一覧」には掲載されているが、現物がなかった。

表 18. 現物不明の物品

物品番号	品名	規格	保管場所
143712	電話機	ピンク電話	サッカー場 事務所
143713	電話機	ピンク電話	サッカー場 事務所

「県有物品一覧表」より

またその他、「県有物品一覧」に「物品なし」としてあげられているものは表19のとおりである。

表 19. 「物品なし」と記載されていた物品

物品番号	品名	規格	保管場所
143642	電動丸のこ	ナショナル EZ512B	サッカー場
143646	石油ストーブ	ダイニチブルヒータ FA517	サッカー場
143674	ファクシミリ	キャノン T301	サッカー場
143684	オートバイ	台	サッカー場
143718	水銀電子血圧計	N-300F	?
144065	ミーティングテーブル	プラス LL-180PO	?
144106	手押し車	コクヨ TK-48	サッカー場
144249	ビデオカメラ	ナショナル NV-DR1,VW-PDJ1	水泳場
144250	ビデオテープレコーダー	ワイドBS ビデオナショナルNV-SB800W	?
144274	コンピュータ	ノートパソコン NECPC-9821NR13	?
144413~14	水球用帽子	ツムラ WPC	水泳場
144418~23	滑り止めカーペット	ツムラ	水泳場

「県有物品一覧表」より

原因としては、廃棄したが廃棄手続が取られていないことがあげられる。 県の廃棄手続をとらずして廃棄するのは県有財産を害する恐れがあるため問題である。施設の管理委託者である財団法人三重県体育協会(以下、体育協会という)及び県は、廃棄済みのものは直ちに廃棄手続を実施するとともに、廃棄自体の判断が適切であるかを検証する必要がある。場合によっては、管理者である体育協会に損害賠償等の措置が必要となる。【指摘】

③物品の購入について(財産管理の適正性)

物品の実査の際、サッカー・ラグビー場の器具庫に一度も使用されていない集会用テントがあった。(平成13年4月7日取得)

表 20. 長期間未使用の物品

物品番号	品名	規格	保管場所
143699	集会用テント	ı	サッカー場 器具庫

「県有物品一覧表」より

表 20 の集会用テントは取得してから実査日(平成 15 年 8 月 28 日)現在で 2 年以上が経過している。また上記のほかに電子レジスタやパソコンその他備品について、現在は使用されていないもの、使用頻度が少ないものがあった。

これら備品は有効に利用されるために購入されるものであり、安易な備品の購入がないよう、購入時にその利用可能性を十分に検討するべきである。 また今後利用されないもの、利用頻度の低いものについては、他の施設に移管するなど、県有財産の有効利用が望まれる。【意見】

④施設の利用について(施設の設置目的と利用状況)

施設利用の予約を取る際、直接鈴鹿スポーツガーデンの窓口で申し込むか (三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例 5条1項、11条3項)、FAXでの申 し込みとなっている

鈴鹿スポーツガーデンの利用促進と県民の利便性を高めるため、利用予約の方法として、上記のほか、電話、インターネット、県や市町村の施設での予約方法を導入してはどうであろうか。【意見】

(11) 三重県営ライフル射撃場

所在地		設置年度
久居市中村町国主谷		昭和 49 年度
所管課		運営方式
三重県教育委員会スポーツ振興チーム		三重県ライフル射撃協会 に管理運営を委託
施設概要		職員数
総工費 78,415 千円 敷地面積 21,055 ㎡ 射撃場 スモールボア (空気銃併用) バッフル式 ・・・・・ 空気銃 自然式 ・・・・・ 管理棟 100 ㎡	26 射式 26 射式	0名(常駐職員なし) (うち県派遣職員 0名)
沙墨日的		

設置目的

ライフル射撃の普及振興を図り、県民の心身の健全な発達に寄与するため。

主な事業内容

第30回みえ国体のライフル射撃の競技会場に使用するため三重県が建設した施設。現在は一般に開放されている。

監査の結果					
施設の設置目的と利用状況		記載事項あり。①参照。			
法規の遵守性		記載事項なし。			
施設管理の経済性・効率性の状況		記載事項あり。②③参照。			
財産管理の適正性		記載事項あり。④⑤参照。			
県費	行政コスト計算結果	利用者数	使用料等収入		
765 千円	2,585 千円	944 人	327 千円		
県民1人当たり負担額		利用者1人当た	りコスト		
	1円		2,738 円		

[※]平成 14 年度委託料 1,080 千円

・監査の過程で発見された事項

施設の公共性について(施設の設置目的と利用状況)

ライフル射撃場は銃刀法により許可された者、すなわち、三重県ライフル射撃協会(以下、ライフル射撃協会という)の会員しか利用できない。現在、ライフル射撃協会の会員数は約50名であり、ライフル射撃場の設置当時から会員数は増加していない。ライフル射撃場の設置目的である普及効果があったとは言い難い。

公の施設は、地方自法第 244 条において「住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するためのものでなければならない。」とされているが、ライフル射撃場の利用者はライフル射撃協会の会員に限定された状況になっており、「公の施設」にあたらないのではないか。【指摘】

ライフル射撃協会の専用練習場の維持を県民が負担しているようなものである。ごく一部の県民しか利用できないライフル射撃場については、ライフル射撃協会への適正価格での払下げの検討を要する。施設を同協会に売却し、県が同協会へ支払っている委託料の実質はライフル射撃競技選手の強化のための支援にあるならば、その使途にあった支出とすべきではないか。【意見】

年度末の委託料の使用状況について(施設管理の経済性・効率性の状況)

ライフル射撃場の支出のうち、3月に管理運営の委託を受けているライフル射撃協会自身へ支出しているものがあった。内容は、事務管理をしていたライフル射撃協会の当時の会長が実施したライフル射撃場内の器具の修繕代(102千円)であった。実際に修繕に要した経費と会長への日当を分けた領収書を揃えるべきであった。【指摘】

日当の支給方法について(施設管理の経済性・効率性の状況)

ライフル射撃場の利用者はあまり多くないため、ライフル射撃場に常駐者はいない。利用者がいる場合のみ、管理者がライフル射撃場に待機している。

平成14年度では、委託料から管理者へ日当として合計797千円支払っていた。利用者の利用時間が何時間であるかにかかわらず、日当は一律支給され、営業時間内に当日の管理者が練習していることも日誌から判明した。管理者への支給は日当ではなく、時給に変更することが妥当である。【意見】

物品の管理(財産管理の適正性)

三重県ではかつて競技力向上特別対策本部が設置されスポーツの振興を図っていた。平成 12 年度に競技力向上対策本部が解散されるまでに各競技団体の要望により物品の貸与を行ってきた。現在ライフル射撃場で使用しているビームライフル等の物品は国体事務局及び競技力向上対策本部からの貸与物品であるが、ライフル射撃場への県の無償貸与物品は平成 15 年度に取得した物品からリスト及びラベルによる管理を行うことになり、平成 14 年度以前より前に取得した無償貸与物品は貸付物品一覧表に載っていない。

ライフル射撃協会では、国体事務局の無償貸与物品、県の無償貸与物品及びライフル射撃協会の物品が混在した環境になっている。早急に平成 14 年度以前に県が無償貸与し現在もライフル射撃場で使用している物品を特定し管理ラベルを添付し、貸付物品一覧表に記載すべきである。また、三重県の無償貸出物品の管理・廃棄をスムーズに行うために県有物品以外の物品も管理台帳を用いて管理ラベルを添付する等、県の物品と同等に管理をすることが望まれる。【指摘】

施設の老朽化について(財産管理の適正性)

管理棟及び空気銃射撃場の屋根が錆びついており、近く改修・修繕工事が必要と思われる状態であった。また、スモールボア射撃場に一部地盤沈下が起きており、一射座は競技に使用できない状態になっていた。改修・修繕工事の費用負担について、県と三重県ライフル射撃協会の間で取り交わした管理委託契約に記載されていない事項である。費用の負担はどちらでするのか明確にして速やかに改修・修繕すべきである。【意見】

(12) 三重県営松阪野球場

所在地				設	置年度
松阪市立野町 1370			昭和 50 年度		
所管課				運	営方式
三重県教育委	員会スポーツ振興チーム	.		松队	反市に管理委託
施設概要				職」	員数
総工費 87,000 千円 敷地面積 23,630 ㎡ 建物延べ面積 1,150 ㎡ (管理棟及びメインスタンド)			/スタンド)		l 名) ち県派遣職員 () 名)
設置目的					
県民の心身の依	建全な発達及び体育の普	及振興	を図るため	0	
主な事業内容					
夏の高校野球児	県予選大会、その他一般	チーム	の練習や試	合な	どに利用されている。
監査の結果					
施設の設置目	的と利用状況		記載事項を	り。	①参照。
法規の遵守性			記載事項を	り。	①②④参照。
施設管理の経	済性・効率性の状況		記載事項な	にし。	
財産管理の適正性 記載事項			記載事項を	り。	③参照。
県費	行政コスト計算結果	利用	者数		使用料等収入
200 千円	4,950 千円		35,204	人	2,003 千円
県民1人当たり負担額 利		利用者1人	八当	たりコスト	
		2 円			141 円

[※]平成 14 年度委託料 3,114 千円

・監査の過程で発見された事項

①使用料について (施設の設置目的と利用状況、法規の遵守性)

三重県営松阪野球場(以下、松阪野球場という)の使用料は三重県営松阪野球場条例により原則として表 21 の通りとなっている。しかし、高校野球連盟使用時は、規定によれば入場者から 600 円を徴収しているため、37,200円を徴収すべきであるが、実際は 7,440 円を徴収しており、他よりも優遇された料金となっている。

これは昭和 57 年に高校野球連盟側から野球場使用料についての配慮の依頼があり、当時の過去 3 年間の平均入場料(約 180 円)に基づいた使用料を徴収することで合意したためである。しかし、高校野球連盟に対する使用料の減免規定は明文化されておらず三重県営松阪野球場条例を遵守していない。再度調査を行い、公正な料金徴収を図るとともに、料金優遇に関する規定を整備する必要がある。【指摘】

表 21. 野球場使用料

	区分	使用料(円)	
入場	料を徴収しない場合	児童生徒等	620
		その他の者	1,250
入担	入場料の額が 100 円以下の時	児童生徒等	3,720
入場料を徴収する場合		その他の者	7,500
徴収	同、100 円超 200 円以下の場合	児童生徒等	7,440
でする		その他の者	15,000
場合	同、200 円超 500 円以下の場合	児童生徒等	18,600
		その他の者	37,500
	同、500 円超の場合	児童生徒等	37,200
		その他の者	75,000

「三重県松阪野球場条例」より

②使用の廃止(キャンセル)について(法規の遵守性)

三重県営松阪野球場条例施行規則では、松阪野球場の使用について証紙の 添付された使用許可申請書の提出により使用許可を受け、廃止時は使用廃止 届を提出することが規定されている。また、使用許可書の備考欄には、使用 の日より7日前までに使用廃止届が受理された場合は前納された使用料の半額、使用の日より3日前までに使用廃止届けが受理された場合は使用料の4分の1の額を還付すると記載されており、使用廃止時のキャンセル料について明記されている。これらの規定は松阪野球場使用の予約時に使用料を前納するとともに使用許可を申請することを前提としている。

しかし、現実には天候によるやむをえないキャンセルの発生に配慮し、大規模な大会を除き松阪野球場の使用予約時ではなく当日の開催決定後に入金を受け、使用許可手続を行っている。一方、現行の規定ではキャンセル料は使用許可手続を前提に発生するものと想定されているため、使用許可手続を伴わない使用予約についてキャンセルが発生した場合のキャンセル料に関する責任が明確になっていない。実務上の使用予約手続を考慮し、使用予約後のキャンセル料の発生について明確にする必要がある。この点については現在同条例施行規則の改正を検討中である。【指摘】

施設の維持状況について(財産管理の適正性)

施設の補修が不完全である。男子トイレが一箇所故障しており、使用禁止となっている。観客席の手すりは職員が定期的に塗り替えているとのことであるが、間に合っておらず錆が目立っていた。利用者が施設を快適に使用できるよう、速やかな補修が必要である。【指摘】



写真 錆の目立つ観客席の手すり

使用許可申請書類の不備について(法規の遵守性)

平成 14 年度まで、松阪野球場の使用許可申請書について所長による決裁 印の押印がなされていなかった。

三重県営松阪野球場条例施行規則第4条では「野球場の施設を利用しよう

とする者は、三重県営松阪野球場使用許可申請書により管理者の許可を受けなければならない」としている。松阪野球場の管理受託者は松阪市であり、現場において管理運営を総括する所長の決裁印は必須と思われる。【指摘】ただし、この点については平成15年度より改善がなされている。

第4 コスト計算の結果および分析

1.コスト計算の前提

コスト計算は、サービス提供のために使われた費用と収入を対比したもので、 どのようなサービスにどれだけのコストがかかっているかなど、コスト内容の分析を目的とするものである。県の会計制度は、単年度の現金の収入と支出の記録に重点を置いた「現金主義会計」であるため、民間企業等で採用されている「発生主義会計」の考え方を取り入れて、公の施設のコスト計算を実施した。公の施設のコスト計算にあたって、以下の前提を置いている。

資金収支を伴う人件費、物件費、委託費、利用料、手数料のほかに、資金収支 を伴わない減価償却費、職員の退職給与引当金繰入額等を加えた。

ただし、県庁の間接人件費は県庁職員からのヒアリングの結果、コスト計算に 与える影響が少ないと判断し考慮しなかった。

公有財産と50万円以上の物品を減価償却計算対象資産とした。

減価償却費は、耐用年数については、法人税法「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表一に従い、残存価額は取得価額の10%として定額法で計算した。

公債費としては、県債の元金償還額のうち利子分のみを計上した。ただし交付税交付金によって、国から充当される予定額のうち利子分については、公債費(利子のみ)から控除していない。

退職給与引当金繰入額については、期末要支給額の 100%基準で計算した。 収入項目には、使用料、手数料及び諸収入を含めている。

平成 14 年 10 月 1 日現在の三重県民 1,862,539 人にもとづき、県民 1 人当たり純行政コストを計算している。

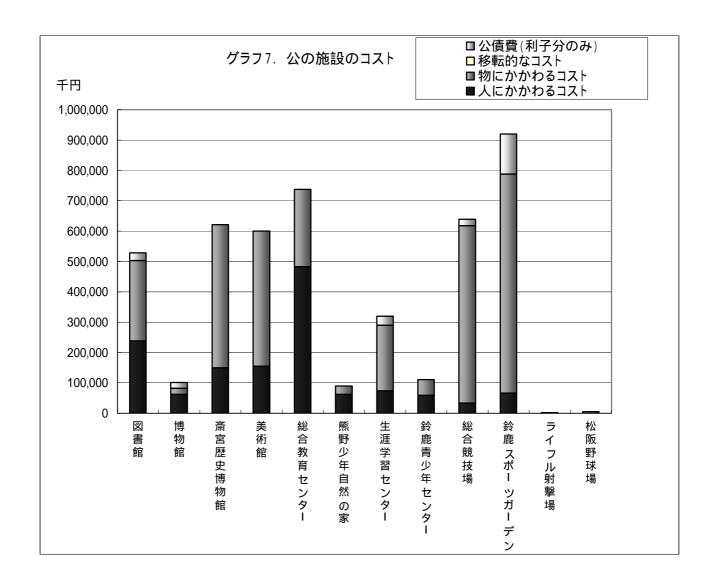
2.コスト計算の表示

総務省「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究報告書」に準じ、 性質別に分類し次のように「人にかかるコスト」「物にかかるコスト」「移転支 出的なコスト」「その他」に大きく四分類している。

- ・人にかかるコスト…人件費、退職給与引当金繰入等
- ・物にかかるコスト…物件費、維持補修費、減価償却費、委託費
- ・移転支出的なコスト…扶助費、補助費等
- ・その他…災害復旧費、公債費(利子分のみ)、債務負担行為繰入、不納欠損額

3.公の施設のコスト

平成 14 年度の三重県教育委員会管轄の公の施設のコストを「1.コスト計算の前提」に従って計算した結果は以下のとおりである。



三重県営鈴鹿スポーツガーデンのコストの高さが目立つ一方で、三重県営ライフル射撃場、三重県営松阪野球場のコストの安さが目立つ。

三重県営ライフル射撃場及び三重県営松阪野球場は、ともに委託方式で運営しているものの、「6.コスト計算の結果」のとおり委託料も他の施設と比較すると格段に安く、包括外部監査における現地調査においても施設自体は華美なものでなく、むしろメンテナンスに不備がある。

コストが最も高い三重県営鈴鹿スポーツガーデンでは、特に物にかかわるコストが大きな割合を占めている。その内訳については、「6.コスト計算の結果」に記載されているとおり、設置当時の設備投資を耐用年数に亘って負担しても年間

3.7 億円の減価償却費が発生することが大きく影響している。

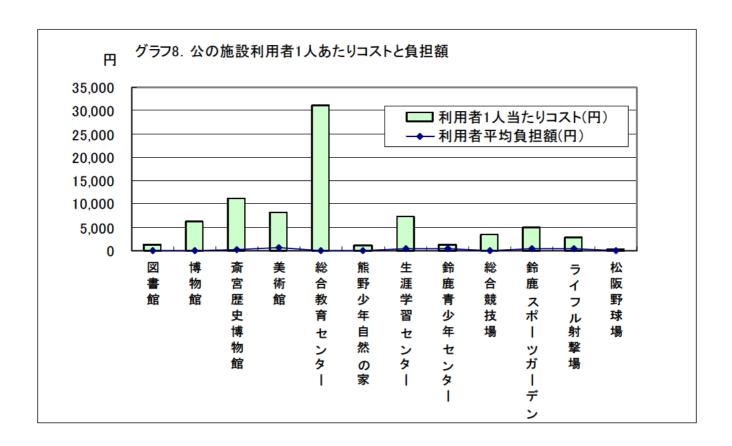
同様にスポーツ関連施設である三重県営総合競技場においても物に関わるコストの高さが目立つが、こちらは、「**6.公の施設別のコスト計算の結果**」に記載されているとおり、当初の設備投資の減価償却費負担額よりも修繕費等の維持管理費が平成 14 年度に支出された一過性のコスト高である。

2 番目にコストが高い三重県総合教育センターは、物にかかわるコストは他の施設に比較すれば、さほど多くないが、人に関わるコストの高さが著しく目立つ。これは、三重県総合教育センターは、施設は小規模なものであるが、業務内容が県内の教員に研修を行う施設であるため物(ハード)よりも人(ソフト)に重点を置いて運営していることによるものである。

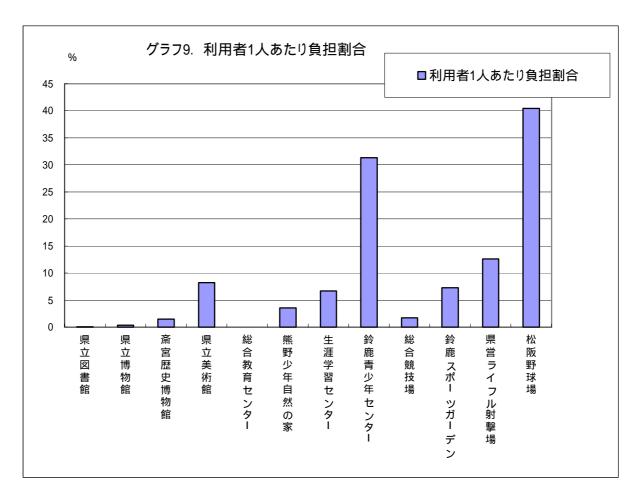
三重県立美術館は、「6.コスト計算の結果」に記載されているとおり、維持管理費が大きいが平成14年度から平成15年度にリニューアルをしたことによる負担であり一過性のものである。

斎宮歴史博物館は、物にかかわるコストが大きいものの直営方式であるにもかかわらず、「6.コスト計算の結果」に記載されているとおり、委託費の負担が大きい。これは、映像機器のリニューアルをしたことによる負担であり一過性のものである。

4. 公の施設利用者1人当たりコストと負担額



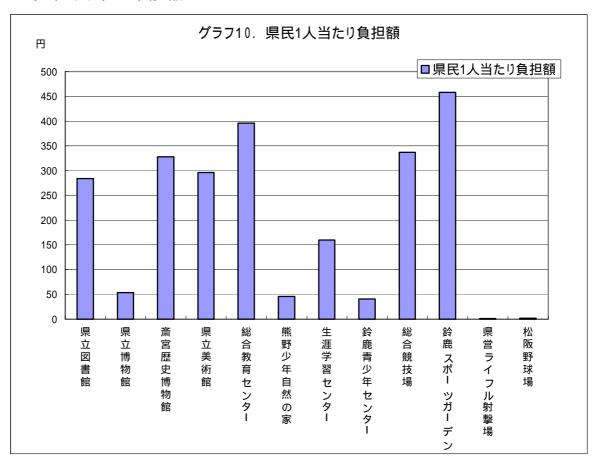
上記のとおり、利用者 1 人当たり公の施設のコストは計算されたが、利用者の負担割合を一表に求めると以下のとおりである。



利用者一人当たり負担割合(%)=利用者平均負担額÷利用者一人当たりコスト×100

利用者 1 人当たり負担割合について、三重県立図書館及び三重県総合教育センターの利用者について負担割合がないことは、他の自治体と比較しても利用者から負担を求めていないため妥当である。しかし、利用者の負担割合が 1 割に満たない他の施設(三重県立博物館、斎宮歴史博物館、三重県立美術館、三重県立熊野少年自然の家、三重県生涯学習センター、三重県営総合競技場及び三重県鈴鹿スポーツガーデン)については、一概に利用者負担割合が低いとばかりは言えないが(=利用者 1 人当たり負担額は、条例で定額に定められているのに対して、対するコストは定額ではないので、まずもって効率的な経営をしなければならないことは言うまでもないが)これら公の施設で受けるサービスは利用者が選択して享受するものであるから、応分の受益者負担を求めることも必要である。

5. 県民1人当たり負担額



県民一人当たり負担額 = 純行政コスト÷県民数(平成14年10月1日現在)

「3.公の施設のコスト」に記載したように、公の施設のコストとしては三重県営鈴鹿スポーツガーデンが最もコストが高くなっていたが、「4.公の施設利用者1人当たりコストと負担額」に記載したように「利用者1人当たり負担割合」が7.26%であり、三重県民全体での1人当たり負担額は458円である。三重県教育委員会所轄の公の施設だけで、県民1人当たり合計2,403円を負担することになっている。

公の施設の運営は、県民 1 人当たり負担額がいかに少なくできるかをめざして 効率的な経営に努める必要がある。

6.コスト計算の結果

(1) 文化施設

単位:千円

讈	図書館	博物館	斎宮歴史 博物館	美術館
人に <u>かかわるコスト</u>	238,238	62,286	149,818	154,569
人件費	216,398	57,086	135,258	141,049
退職給与引当金繰入等	21,840	5,200	14,560	13,520
物にかかわるコスト	265,218	20,234	470,963	446,124
物件費	42,954	9,107	53,095	48,551
維持管理費	77,186	254	-1,998	244,449
減価償却費	52,296	4,068	53,270	44,077
委 :費	92,782	6,805	366,597	109,047
移動かなコスト	-	-	-	ı
その他	24,668	18,545	-	ı
公債費(利子分のみ)	24,668	18,545	-	ı
A 行政コスト 計 (~)	528,124	101,064	620,782	600,693
B 収入 計	297	340	9,332	49,446
収入項目(使用料· 手数料· 諸収入)	297	340	9,332	49,446
純	527,827	100,724	611,449	551,247
県民1人当たり負担額	0.284	0.054	0.328	0.296
利用者1人当たりコスト	1.323	6.179	11.220	8.099
利用者1人当たり負担額	0.001	0.021	0.169	0.667

維持管理費は減価償却費計上によるコストの2重計上を防ぐため、歳出決算額集計表の備品購入費より平成14年度に登録された50万円以上の物品の金額合計を控除している。斎宮歴史博物館については、後者が前者を上回ったためマイナスの維持管理費が計上された。原因としては平成14年度に登録された50万円以上の物品に試着体験用衣装など委託費として支出した成果物を物品登録したものが存在すること等が考えられる。

(2)宿泊・研修施設

単位:千円

摘要	総合教育センター	熊野少年 自然の家	生涯学習センター	鈴鹿青少年 センター
人にかかわるコスト	483,269	62,302	73,830	58,556
人件費	438,549	57,102	69,670	55,436
退職給与引当金繰入等	44,720	5,200	4,160	3,120
物に <u>かかわるコスト</u>	254,571	27,282	216,029	52,653
物件費	156,769	14,263	45,557	34,612
維持管理費	12,567	6,531	2,273	12,055
減価償却費	17,402	6,488	106,677	5,608
委託費	67,833	ı	61,523	378
移転的なコスト	-	-	-	-
その他	-	-	29,752	-
公債費 (利子分のみ)	-	-	29,752	-
A 行政コスト 計 (~)	737,840	89,584	319,611	111,209
B 収入 計	92	3,162	21,432	34,808
収入項目(使用料・手数料・諸収入)	92	3,162	21,432	34,808
純行政コスト(A-B)	737,748	86,422	298,179	76,401
県民1人当たり負担額	0.396	0.046	0.160	0.041
利用者 1 人当たりコスト	31.130	1.122	7.201	1.393
利用者1人当たり負担額	0.004	0.040	0.483	0.436

(3)スポーツ施設

単位:千円

摘要	総合競技場	鈴鹿スポー ツガーデン	ライフル 射撃場	松阪野球場
人にかかわるコスト	33,236	66,302	797	-
人件費	33,236	66,302	797	-
退職給与引当金繰入等	1	1	-	-
物にかかわるコスト	585,342	721,751	1,788	4,950
物件費	38,735	158,838	308	-
維持管理費	477,494	709	-	-
減価償却費	58,000	379,436	1,480	1,836
委託費	11,113	182,768	-	3,114
移転的なコスト	-	-	-	-
その他	20,193	131,584	-	-
公債費 (利子分のみ)	20,193	131,584	-	-
A 行政コスト 計 (~)	638,772	919,637	2,585	4,950
B 収入 計	11,089	66,743	327	2,003
収入項目(使用料・手数料・諸収入)	11,089	66,743	327	2,003
純行政コスト(A-B)	627,683	852,894	2,258	2,947
県民1人当たり負担額	0.337	0.458	0.001	0.002
利用者 1 人当たりコスト	3.368	4.849	2.738	0.141
利用者1人当たり負担額	0.058	0.352	0.346	0.057

第5 提言

1.受益者負担の見直し

公の施設で提供されるサービスは、利用者が選択して享受するものであることから、自治体はその運営にあたって利用者から適正な費用負担を求めることが必要である。

「第4 コスト計算結果および分析」において、利用者の負担割合が1割に満たない三重県立博物館、斎宮歴史博物館、三重県立熊野少年自然の家、三重県生涯学習センター、三重県営総合競技場及び三重県営鈴鹿スポーツガーデンについては、三重県においても、適正な受益者負担を求めていかなければいけない。特に、三重県立博物館の入館料は、昭和39年の条例改正以来入館料に関する条例が改正されておらず、他県の博物館の入館料と比較しても安く、三重県立博物館の実施したアンケート結果においても、利用者自身が適正と考える入館料は平均126.74円であり、入館料の値上げにについて県民のコンセンサスは得やすいと思われる。

2.施設の運用方法の見直し

施設の運営方法は、そこで行う事業内容によって県の関与程度が異なるが、各施設の特性に応じて最小の費用で最大の効果が得られる運営方法を追求しなければならない。

例えば、三重県営鈴鹿スポーツガーデンについては、現在財団法人三重県体育協会に管理を委託しているが、「第4 コスト計算結果」で試算したところに依れば年間の純行政コストが8億円余り掛かっている。一層のコスト削減を進めるとともに平成15年9月の地方自治法の改正で認められた民間企業への委託を検討する余地がある。

また、実質的に三重県ライフル射撃協会が利用しているだけであり、県が当該特定団体に委託料を支払って運営している三重県営ライフル射撃場については、 県での運営の廃止、当該団体への適正価格での払い下げを含めた検討が必要であ る。

3.公有財産及び物品の管理について

公の施設については、常に安全かつ利用者が利用しやすい状態で管理されていなければならない。

三重県立博物館をはじめとする老朽化した施設ついては、早急に地震に備え た安全対策も含めた修繕、改修の必要がある。

物品については、施設によって管理レベルにばらつきがあった。三重県総合教育センターでは、ISO9001 を取得し財産管理に必要な規則の整備と遵守に努め、提供するサービスの向上に努めていた。この点は他の施設も見習いたい。また、物品の稼動状況を集中管理し、稼動率を向上できるよう、物品管理データの有効活用を進めるとともにインフラの整備が求められる。